

(資料)

鹿児島地裁における裁判員裁判（2021年）

小 栗 実

本稿は、鹿児島地裁で行われた裁判員裁判の記録である。鹿児島地裁では、2009年11月に裁判員裁判が開始されて以来、12年を経て、合計159件が開廷された。2021年1月から12月までの、この1年間には10件の裁判員裁判が開かれた。本稿では、2009年11月の最初の裁判員裁判から通し番号を付け、2021年分の【判決150】から【判決159】までを紹介している。また、今年、行われた裁判員裁判を見て、どのような特徴がみられたのかについて、有罪・無罪が争われた否認事件、被告人に対する量刑、裁判員裁判の期間、裁判員の選任・辞退・欠席などに分けて検討した¹。

裁判員裁判については、制度の実施直前から『えん罪を生む裁判員制度』²あるいは「また赤紙で召集される」³という批判が、「えん罪」事件に熱心に取り組んできた法曹、特に陪審制度を支持する弁護士から寄せられた。本当にそうなのだろうか、裁判員裁判の運用をしっかりと追跡する必要があると思ったのが、裁判員裁判を追いつづけた理由である。そのために、自分が直接傍聴でき、地元メディアが報道している鹿児島地裁の裁判員裁判をすべて記録することにした。

「えん罪」かどうか。被告人が否認する裁判では、その可能性が強いのかもしれない。裁判員の辞退等が多くなって、裁判員裁判の運営にも困難が生じるほどの状態になれば、裁判員候補者である有権者の間が「苦役」になっている

¹ 2009年～2011年の裁判員裁判について「鹿児島大学法学論集」46巻2号133～171頁、2012年について同47巻2号271～301頁、2013年・2014年について同49巻2号317～349頁、2015年について同50巻2号149～171頁、2016年について同51巻2号149～171頁、2017年について同52巻2号149～171頁、2018年について同53巻2号139～171頁、2019年について同55巻1号23～69頁、2020年について同56巻1・2合併号41～104頁に掲載した。

² 石松竹雄・土屋公献・伊佐千尋『えん罪を生む裁判員制度～陪審裁判の復活に向けて～』（現代人文社・2007年）

³ 高山俊吉『裁判員制度はいらない』（講談社・2006年）152頁。

のかもしれない。そうした疑問を検討するために、まず資料収集的な作業をしようというのが本連載の目的である。

裁判員裁判の内容については、実際に法廷を傍聴して、見聞きした内容が説明に加えられている。2021年は10件全ての裁判員裁判についてその一部を傍聴した。ただし、裁判員裁判の全てを傍聴することはできないので、傍聴できなかった部分については、南日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の鹿児島地方版の記事や日本放送協会、南日本放送、鹿児島テレビ、鹿児島放送、鹿児島読売テレビのホームページサイトを参照したものも多い。

一 2021年の裁判員裁判

■【判決150】殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反、器物損壊事件（男性・47歳）

2020年3月25日午後11時ごろ、鹿児島県鹿屋市で、男性（当時55歳）が自宅の居間で血を流して倒れているのを、同居する母親が発見した。母親は別室にいたが、物音に気づき、倒れている息子を見出し、近くにすむ長女に連絡し、長女が119番通報した。まもなく、駆けつけた消防官により、現場で死亡が確認された。体に複数の刺し傷、切り傷があった。死因は傷からの失血だった。被害者は、25日は、鹿屋市内の会社に定時まで出勤して、夕方帰宅していたことがわかった。

26日、鹿児島県警は鹿屋警察署に捜査本部を設置した。県警は、現場周辺の側溝や草むらを捜索すると同時に、被害者の交友関係やトラブルについて捜査を行った。聞き込みや慰留品の捜索、防犯カメラ映像の解析・精査を続けた。「不審者洗い出し急ぐ 県警90人態勢で捜査」（3月28日）、「交友トラブル捜査」（3月29日）、「交友関係捜査続く」（3月30日）、と地元南日本新聞で大々的に報じられた。

被疑者はなかなか見つからなかったが、事件発生から3ヶ月半ほど経った7月13日になって、警察は、当時、被害者と同じ食肉工場に勤務していた47歳の男性を殺人の容疑で逮捕した。13日未明に逮捕し、同日中に送検した。

「殺したのは間違いない」と被疑者は言っていると報じられた。

被害者が交際していた女性Aは、被疑者の元交際相手だった。しかも、犯行前の3月10日には、被害者と交際していたAが、被疑者に複数回つきまとわれ、知人を介して警察に相談していたことも明らかになった。警察は、Aから事情を聞いたが、Aはつきまといを「それほど重く考えていない」と説明したという（朝日新聞7月14日）。そうした事情からすれば、被疑者の特定はそれほど難しいことではなかったようにも思われるが、逮捕が遅れた理由をはっきりしない。被疑者の逮捕後放映されたMBCテレビニュースの映像には、逮捕前に被疑者が車に乗っている様子が撮影されていたので、地元メディアも容疑が濃いとおそらく考えていたのだろう。

7月31日、鹿児島地検は、男性を殺人罪及び銃砲刀剣類所持等取締法違反の容疑で起訴した。8月17日には、殺人事件の少し前に被害者の車のタイヤをパンクさせた（器物損壊）の容疑でも起訴した。

1月20日（水曜）第1回公判（開廷）

裁判員は男性5人、女性1人。補充裁判員は男性、女性1人ずつ。鹿児島地裁刑事部合議Bが裁判を担当。裁判長は岩田光生裁判官、右陪席が恒光直樹裁判官、左陪席が焼尾圭太裁判官。

検察官の起訴状の朗読の後、被告人が「間違いありません」と公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述：被告人は同じ会社で働いていた女性Aと交際していたが、被害者とAが交際し始め、別れを告げられた。復縁を迫ったが断られた。被告人は被害者に別れてほしいと迫ったが、断られ、被害者に恨みを募らせた。移動用の自転車を手前に盗むなどして準備し、夜勤勤務中に宿直室を抜け出して被害者宅に向かい、男性を殺害した。殺害後、被害者の携帯電話を持ち出し、捨てた。凶器の包丁は後で海に捨てた。争点は量刑の如何にあり、①犯行に至った経過や犯行態様、②犯行の結果の重大性、③被害者に落度があったか等を含め犯行の原因、④遺族等の処罰感情、を考慮して、判断することになる。

弁護人の冒頭陳述：被告人は犯行を反省しており、前科もない。遺族に被害

弁償300万円を済ませているなどの情状が考慮されなくてはならない。

焼尾裁判官（左陪席）が3日間の予定の裁判審理計画を説明した。

証拠調べ。検察官が「証拠一覧表」を示した後、証拠番号1から22まで、証拠を示して、説明した。証拠番号3は、被害者の受けた傷についての報告書であったが、刺激証拠だとして、イラストに傷の位置などが示されたものだった。海から発見された、犯行に使用された包丁も透明の箱に入れられて、検察官が自分の席から示し、裁判員に回覧することはなかった。そのほか、交際していた女性や職場の同僚、被告人の元妻、被害者の家族の供述調書等が朗読された。

審理期間が実質的に2日間ということで、公判初日に、被告人質問が行われた。

法廷に提出された供述調書や被告人質問から次のような事実が明らかになった。

被告人は、2018年頃から、同じ会社に勤める女性と交際していた。その当時、被告人には妻子があり、いわゆる「不倫関係」であり、そのこともあって、妻とは離婚した。被告人は女性のために家電製品を購入するなど、かいがいしく交際を続けていたが、最近になって、女性は被告人に不満をもつようになり、2月8日には「一人になりたい」とLINEで別れを告げた。女性は、そのころ、かつて憧れていた同じ会社の上司である男性（被害者）と交際し始めていた。

ある日、職場の同僚から「別れたんでしょう。彼女は、*さん（被害者の名前）と付き合っているんでしょう」と言われ、自分が誰にも言っていないのにおかしいと思った。彼女が被害者と付き合っていることがわかったので、被害者と話をしてみようと思い、3回ほど話しかけたが、被害者は「遊んでいるだけだ」とか、彼女と別れてくれと言うと「わかった。でも、あいつの気持ち次第だ」とか言われた。3回目の時は、すれ違い様に「お前、大丈夫かよ」とわざとらしく笑われ、挨拶しても無視された。そこで、「気分悪い」とイラつき、被害者に対して怒りが込み上げた。2月28日、彼女の家に行き、復縁を迫ったが、「あなたはあなたの幸せを」と断られた。食事も取れず、夜も眠れなくなった。3月8日、彼女のアパートの近くの駐車場に*（被害者）の軽四輪自動車が止まっているのを見つけたので、タイヤにきりで穴を開けて、パンクさせた。

3月14日、包丁、ナップザック、刃物研ぎを購入した。ただし、殺害の目的

で買ったのではない。3月21日、鍵のかかった自転車の鍵を壊し、自転車を盗んで空き家に隠しておいた。3月25日、会社の宿直にあたっていたので「アリバイをつくれる」と思い、その日を選び、午後9時過ぎに、隠しておいた自転車を使って、事前に住所を調べておいた被害者の自宅に向かった。どこが自宅かはっきりとはわからなかったが、男性の軽四輪自動車があったことから自宅を特定した。玄関で「こんばんは」と言ったら、返事がなかったが、3回目に返事があり、玄関のドアが開き、ドアを開けようとかがんだ男性が目の前にいたので、その胸に向かって、包丁を突き刺し、仰向けに倒れたところを何回も刺した。部屋に上がると男性の携帯電話が置いてあったので、それを持って逃げた。携帯電話には被害者と元交際相手の彼女とのLINEのやり取りが残っていたので消してやろうと、LINEアプリを削除し、電源を切って、川に捨てた。凶器に使った包丁は、自転車の網かごに入れたまま放置しておいたが、犯行から2週間ほど後に海に捨てた（この包丁は、7月16日、被告人の供述に基づき、県警機動隊が捜索し、海中から発見した）。

被告人は、質問の最後に、現在の気持ちを語った。

「(元交際相手に)未練があった。毎日苦しくて、(被害者が)いなくなれば楽になれると思った。」「(犯行の後)気持ちが変わった。悪いことをして、後悔だけが残った。眠れなくなり、これまでとは違ったストレスに苦しんだ。」「(被害者に)申し訳ないことをした。ただのわがままで、命を奪ったことを申し訳なく思う。」「弁償は、家族が払ってくれた。自分には何も無い。刑罰は素直に受け止めたい。」「家族が面会に来てくれた。感謝している。自分一人しかいないと思い、周りのことを考えていなかった。」

1月21日（木曜） 第2回公判（求刑）

検察官の論告求刑：計画的で強固な殺意に基づいた犯行である。アリバイ作りのために宿直日の犯行を決意し、下見するなど殺害を準備し、危険な凶器を使い、強い力で何度も突き刺した。同種の殺人事件の中でも犯行態様は悪質である。女性を巡って、一方的に嫉妬心や怒りを募らせた。短絡的で身勝手な動機に酌量の余地はない、懲役20年を求刑する。

弁護人の最終弁論：計画的な犯行ではあるが、用意周到とまでは言えない。

被害弁償の一部として300万円を支払ったこと、被告人に前科がないことなどを踏まえた判決を望む。

遺族の心情意見が朗読された。

被告人は、最後に、言いたいことがないかと問われて、

「多くの人を悲しませ、申し訳ない。素直に受け止め、刑に服したい。」

1月22日（金曜） 第3回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役18年に処する。未決勾留日数中110日をその刑に算入する。鹿児島地検が保管中の包丁は没収する。」⁴

判決は「犯行に至る経緯」「罪となる事実」については検察官の主張・立証通り事実認定した。

量刑について、犯行は一部に突発的な犯行の部分はあるが、全体として計画された犯行である。被害者に傷を負わせ殺害したことは残虐な犯行で、思いとどまる機会があったにもかかわらず、犯行に及んだその悪質性はかなり高い。被害者に落ち度はなく、被告人の一方的な怒りによる身勝手な犯行であり、結果は重大で、厳罰もやむを得ない。前科がないこと、300万円の弁償など、被告人に有利な事情も考慮して、懲役18年の判決とした。

最後に岩田裁判長が、「裁判員をふくめを裁判を担当した者からのメッセージがあります」として読み上げた。一般には「説論」と呼ばれるが、刑事訴訟規則221条にいう「訓戒」である。

「あなたが女性から別れを告げられ、自分が不幸だと思った気持ちはわかります。しかし、それは、あなたのせいであって、被害者のせいではありません。あなたは、離婚して、妻子に辛い思いをさせました。あなたは自分本位で、人を思いやる気持ちがなかった。妻子がありながら、別の人と付き合ったのが間違いの始まりでした。妻子のことを考え、自分にとって大切な人は誰なのかを考えなくてはいけなかった。

⁴ 判決全文については、LEX/DBデータベース：文献番号25568897に掲載されている。

刑務所に入って長くつらい生活になるが、被害者のご遺族には悲しみが続くことを忘れずに、自分本位の生活を改めてほしい。」

■【判決151】 傷害致死事件（男性・20歳）

2020年8月14日、奄美市で、男性（20歳・アルバイト店員）は、同市に住む知人男性（当時19歳）を児童公園近くの路上に呼び出し、午後5時20分ごろ、「お前は先輩のことをなめているのか」「俺も先輩に7発殴られた」「兄に謝れ」などと言って、顔面を殴り、倒れた男性の顔面をさらに足の甲で蹴るなどの暴行を加えた。午後6時ごろ、1キロほど離れた自宅アパート前まで男性を連れていき、さらに2、3回殴った。男性はその場に倒れた。家から母親も出てきて、冷却材などで冷やしたが、いびきをかくような息をして、よだれをたらし、足をぴくぴくさせる状態になったため、母親が加害者男性に119番通報させた。被害者は病院に運ばれたが、翌15日午前8時40分に死亡が確認された。

16日、奄美署は傷害致死の容疑で男性を逮捕した。「殴ったり蹴ったりしたことは間違いない」と容疑を認めていると警察はコメントした。「犯行に及んだ経緯や当時の状況などについては話していない。同署は、被害者との間にトラブルがなかったか、ほかに関係者がいないかなど、慎重に調べている」と報じられた。同日、被疑者は鹿児島地検名瀬支部に送致された。

9月4日、鹿児島地検は、被疑者を、傷害致死罪の容疑で起訴した。

犯行が行われた路上には被告人、被害者の他に、被害者をバイクに乗せて連れてきた友人男性ほか5人ほどの遊び仲間がたむろしていたが、地検は単独犯として認定した。法廷に提出された、その場にいた遊び仲間の供述調書によると、被害者が暴行されて、気を失って倒れていたのを見ていたが、「携帯電話で119番をかけると自分がわかってしまい、面倒なことになると思って、通報しなかった」。そして、その場を逃げ出した。「俺たち関係ないですよ」などと仲間同士で話してはいたが、「逮捕されるのでは」と恐れていたらしい。グループは、夜8時頃港近くの埋立地に集合し、夜10時ごろ解散した。

1月26日（火曜） 第1回公判（開廷）

裁判員6人は、補充裁判員2人を含め全員が女性。鹿児島地裁刑事部合議Bが裁判を担当。

検察官が起訴状を朗読し、被告人は公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述：被告人は、インターネットでの交流サイトへの被害者の書き込みを腹を立て、鬱憤を晴らす目的で、無抵抗の被害者への暴行を繰り返した。

弁護人の冒頭陳述：けんかしようと考え、遊び仲間に乗せられて過剰な暴行をしてしまった。被告人には軽度の知的障害や多動性障害という特性があり、成育環境にも問題があった。

午後には、証拠調べが行われた。被告人の母親の供述調書を検察官が読み上げた。暴行を目撃した母親の供述調書によると、被害者が自宅アパート玄関前で、いびきをかきながら、仰向けに倒れていたことから、自分の過去の職業体験上、くも膜下出血の症状ではないかと思っただが、息子が逮捕されてしまうと、考え、すぐには救急車を呼ぼうとしないで、しばらく様子を見ようとした。遊び仲間は自分の携帯電話から119番通報することを嫌がったので、被告人に促し公衆電話から通報させた。遊び仲間たちは逃げていった。

被告人の生活・性格などについての母親の供述調書も読み上げられた。被告人は短気でキレやすい性格で、集中力がなかった。父親から暴力を受けた経験もある。弱いものをいじめ、力の強いものに逆らわず、年下のものに暴力を加える。そういう文化が奄美にはあり、父親もそう思っていた（奄美の“文化”だというこの説明に、被害者遺族が反応し、批判することになる。）。私には、お金をくれるなど優しいところもある。被告人は自転車の窃盗などで20回以上補導され、保護観察になったこともある。私は、夫による長男・長女に対する暴力をみて、子どもに強く当たれない。戻ってきても、どうやって接したらよいのか、わからない。ちなみに裁判の時点では父親は刑務所に収監中だった。

被害者の伯父、姉の供述調書が読み上げられた。「毎年プレゼントを送ってくれる優しい子だった。被告人を許さない。」被害者の交際相手の供述調書も読み上げられた。「被害者は優しく接してくれた。付き合ってた1年たったら入

籍しようと考えていた。」

1月27日（水曜） 第2回公判

弁護人からの証拠として、被告人の謝罪文、母親からの謝罪文が読み上げられた。さらに被害者の祖父の供述調書が、検察官の提出した証拠とは異なる視点のものだとして読み上げられた。被害者が家庭において教育放棄の状態だったことを述べる内容であった。両親間で夫婦喧嘩が多く、父親からの暴力、父親・母親のシンナー常習、施設に預けられていた過去があったという。

被告人の母親が、弁護側証人として証人尋問に立った。被告人は多動性障害（ALHD）により、落ち着きがなく、キレやすく、暴力を振るうことが多かった。家庭での父親から虐待を受け、母親がうつ病に罹患したことから、幼少期に児童相談所に一時保護され、小学校時代は児童相談所から勧められて障害児入所施設や養護学校で過ごすことになり、夏・冬の休みに奄美に戻ってくる生活をしてきたが、そこでもいじめられていたようだ。すぐに施設を抜け出ようとした。中学生の時期になると、奄美市に戻ってきたが、父親・兄から暴力を受けたことがある。兄やその友人たちの非行グループとのつながりができてしまい、小学生をいじめる、自転車を盗む、ゲートボールをしていた高齢者に暴言を吐く、爆竹を公園で鳴らすなどの非行が続き、少年審判を受け少年院に入所した。刑務所から戻ってきたら、鹿児島ではないところで一緒に生活するようになりたい。警察のサポートセンターにも相談しているので、アドバイスを受けてやっていきたい。ご遺族に対しては申し訳ないと思っている。何十年かかるかわからないが、謝罪したい。

被告人質問が行われた。

（弁護人による尋問）

イライラしているようだったけれど、どうしてかな？

別に。

イライラしたときは言ってください。これからはイライラを我慢して生きていかなくてはならない。施設に行ったことは覚えていますか？

覚えていない。

施設から脱走したことは覚えていますか？

覚えている。

児童相談所に行ったことは？

記憶にない。(入所施設だった)自然学園のことはぼんやりと覚えている。泣いていたこと。3人くらいいて、自分が一番小さかった。少し上の子にいじめられた。自然学園で生活しながら小学校に通った。夏休み、春休みには帰省した。小4の頃から奄美に戻りたいと思うようになった。

中学生のとき、トイレにこもったことがあったけれど？

中2の頃、奄美空港で、「帰りたくない」とトイレにこもった。飛行機に間に合わなくなり、自宅に戻った。親が奄美で生活することができるよう交渉し、奄美の養護学校に行くことになった。

養護学校に行くことになったのは？

普通の子どもではないので、ついていけないから。ALHD(多動性障害)の薬を飲んでいて。付き合っていた彼女に手をあげてしまったこともあった。

事件当時、周りの友人から影響を受けたか？

「放っておいたら、なめられることになる」と言われた。影響を受けている。こういう仲間と関係を持たないようにしようと思っていたのに、少年院を出て、付き合う人がいないので、元に戻ってしまった。

被害者が家庭内で虐待を受けていたことを聞いて、どう思う？

言葉には言い表せないが、申し訳ないと思う。取り返しのつかないことをしてしまった。

判決を受けたら、どう思う？

世間は犯罪者と見るだろうし、遺族は死刑にしてほしいと思っているかもしれないが、深く反省して行こうと思っている。

(検察官による尋問)

検察官は、被告人の少年時代の非行について質問。13歳頃から、小さな子どもに対して暴力を振るうことが始まり、15歳の時に「なんであいさつをしないのか」と相手にけんかをふっかけ、保護観察処分となった。2017年、仲間とイオンモール内で爆竹を鳴らしたり、高齢者の家に侵入して、お金を脅しとった

りした。その犯罪で、家庭裁判所の審判を受け、少年院に入所。少年院を出て、しばらく鹿児島市で生活し、2020年8月上旬奄美に戻った。

保護司からどんな指導を受けたのか？

覚えていない。

悪い仲間と付き合うようになったのは？

少年院を出て保護観察を受けていたとき、仲間の一人が鹿児島で近くに住んでいたのので、付き合うようになった。心の中では「また悪くなってしまうかな」と思ったが、鹿児島市に知り合いがいなかったのので、つい。

感情のコントロールはどうしているの？

壁を叩いたりして、ストレスを発散させた。

どうして高校に行かなかったのか？

先生が勉強しろとしつこかった。遊びたかった。

被害者の携帯電話はどうしたの？ 初めは「知らない」と言っていたが、「家にある」と翻したが？

自分と被害者のやりとりがバレてしまうと思い、嘘をついた。

後輩に対する暴力は？

あまりなかった。ただ、イライラしたときや、説教して「はい」と言わないときなどは暴力を振るった。

（裁判官による尋問）

被害者に暴行を加えた経緯は？

被害者を遊びに誘ったら、「つまらん」と断られた。SNSに書いたことを謝罪すると言っているが、謝罪にこなかったのでも連れてこさせようと考えた。公園で話をしているときの態度が悪かったので。

刑期が終わったら、父親のいるところへ戻ることに抵抗はないのか？

またグチを聞かなくてはいけないのか、と思う。

感情のコントロールが苦手な二人でうまくいくのか？

兄や母に相談しようと思う。誰かを挟んで話してみたい。

新しい人間関係をどうやってつくるのか？

弟もいる。誰か話し相手になってくれる人がいないか、ネットを通じて探したい。

暴力はいけないことはわかっているかな？

はい。

君は「やりすぎ」という表現を使っていたけれど、ムカつくこと、腹の立つこと、思いどおりに行かないことはあると思うが、暴力は許されないということはわかっているね？

はい。

1月28日（木曜） 第3回公判（求刑）

まず、被害者の祖父が心情意見を陳述した。

被害者は抵抗していないのに一方的に殴られた。到底許すことはできない。被告人の両親は謝罪にも来ない。被告人は犯行後、服を着替え、遊び仲間は暴行現場の状況をSNSに「こんなんじゃない、死なないでしょう」「まだ息をしている」など投稿していた。被告人の母親は、奄美の男たちには、力を誇示して暴力を振るう文化があるなどと述べているが、そんなものはなく、許せない。言い訳にしか聞こえない。

そして、被害者の弟の言葉を読み上げた。「結婚式に呼んでねと話したのが最後の言葉になった。一人残された彼女が心配。大好きな兄だったのに。犯行現場には多数の遊び仲間がいた。その仲間が犯行を撮影するなんて、人間のすることじゃない。できるだけ厳重な刑罰を求める。」

検察官の論告求刑：無抵抗の被害者を2度にわたって暴行した。自らの力を誇示するための身勝手な犯行だ。被害者は若くして突然命を奪われ、犯行の結果は重大だ。被害者の言動に対し、些細なことで言いがかりをつけ、自らの立場を誇示するためには年下の人間になめられてはいけなと考え、暴行に及んだもので厳しい非難が妥当だ。被告人には粗暴癖があり、暴力に対する抵抗感が希薄で、同種の犯罪を起こす危険性が高い。今後の更生についても講じられていない。遺族の処罰感情も強い。従って、懲役8年を求刑する。

弁護人の最終弁論：被告人には注意欠陥多動性障害の特性があり、日常的な暴力、上下関係の価値観が支配する劣悪な家庭環境におかれ、きちんと教えられる成育環境がないことにも大きく影響された。周りに居合わせた友人や兄からの「もっとやれ」「やめればなめられる」「殴っているところを見たい」という働きかけがあり、被告人だけの責任とは言えない。被告人は20歳と若く、更生の可能性は十分にある。懲役5年が相当である。

最後に被告人が「周りの人や世間の人に迷惑をかけてしまった。被害者に対して、反省しているといったらなんですけれど、暴力はいけなかった。社会復帰する際は、非行行為をすることなく社会で頑張りたい」などと述べた。

1月29日（金曜） 第4回公判（判決）

判決に先立って、証拠の一部訂正があるということで、審理が再開され、ごく形式的な手続きだったが、検察官・弁護人相当の意見を聞き、被告人に最終陳述が求められ、「特にない」と被告人が回答する裁判手続きが進行して、それから判決言渡に入った。

判決主文：「被告人を懲役7年6月に処する。未決勾留日数中90日をその刑に算入する。」

判決は「犯行に至る経緯」「罪となる事実」については検察官の主張・立証通り事実認定した。

量刑について、判決は以下のように述べた。

居合わせた仲間らになめられたくないなどと考え、被害者に暴行を加え、続けた。その犯行動機は身勝手かつ安易である。犯行は極めて危険で悪質。同種事案でもやや重い部類に属する。被告人の生育環境など同情すべき点があるが、少年院など更生の機会をこれまで生かせていない。再犯の恐れも否定できず、有利な情状を考慮するにも限度がある。

最後に岩田裁判長が、「裁判員をふくめ裁判を担当した者からのメッセージがあります」として読み上げた。

あなたは他人の命を奪ってしまったことを忘れずに、過ちを認め、自分を変えなければならないと思います。不幸な環境の下に置かれて、自分の努力だけ

では抜け出しにくかったことはわかりますが、あなたは、自分の生活を変える努力もせずに楽な道に逃げていた。刑務所に入っても、人の命の大切さを知って、感情をコントロールすることのできる人、我慢のできる人になってください。悪い人たちとの人間関係を絶ち、人としての自覚を持って、まっとうな社会人になってください。

被告人は20歳になったばかり。少年非行で検察官逆送処分を受けた事件に準じる事件と言ってもよい。裁判員がこうした少年事件に準ずる事件にどのような対応を示すのかに注目した。しかし、結果的には、検察官の求刑8年、弁護人の懲役5年が相当とする主張に対して、7年6か月の比較的重い懲役刑となった。

少年事件の場合、被告人・少年の更生可能性を重視して、どのような処分をするかが検討されることになるが、今回の事案では、裁判員・裁判官は、この被告人の更生可能性をさほど評価しなかったように思えた。「再犯のおそれ」が高いと判決は述べた。著者自身も、審理を傍聴し、被告人の受け答えを聞いていて、更生可能性が高いとはどうしても思えなかった。悪い仲間と離れて、新しい人間関係をどうつくっていくのかを問われた被告人が「ネットで探す」と答えたり、犯行について「世間に申し訳ない」(傍点は著者)と謝罪したりしたのは、やや驚きを覚えた。被告人にとって「世間」とは一体何だったのか。不幸な生育環境に置かれ、悪い遊び仲間以外には社会的なつながりがあるようには見えず、頼りとなるべき家族も、被告人の更生にさほど適切な対応をしているようには思われなかった。出所後も、被告人が劣悪な成育環境に引き続き置かれるだろうとしたら、どうやって被告人がまともに更生できるのか。裁判員もなかなか解答を見つけることができないで“エンパシー(共感)”をもつに至らなかったようだ。

■【判決152】 傷害致死事件(男性・70歳)

鹿児島県沖永良部島で農業を営んでいた男性(70歳)は、2020年7月10日

午前11時ごろ、同居して介護していた母親（当時90歳）の、ベッドに敷いていたシーツに痰がついていたことに腹を立てて、母親の下顎あたりを手の甲で3回、手のひらで4回、叩いた。翌日午前11時になって、母親に元気がないことに気がつき、息をしていないように見えたので、消防に通報した。母親は搬送先の島内の病院で死亡が確認された。

顔面打撲によるとみられる急性硬膜下血腫が認められたことから、病院は「不審死」として沖永良部署に通報した。県警（捜査1課も捜査に加わった）は、7月16日、男性を傷害致死の容疑で逮捕した。県警によると、男性は「顔を叩いたことは間違いない」と容疑をみとめ、「母親は自分が介護することに不満があったようだ」と話しているとの警察のコメントが報道された。

8月6日、鹿児島地検は傷害致死の容疑で被疑者を起訴した。犯行について諾否を明らかにしていないと報じられた。

3月8日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は女性5人、男性1人。補充裁判員は女性、男性がそれぞれ1人。

鹿児島地裁刑事部合議Bが裁判を担当。右陪席が富田裁判官、左陪席に森政遼一裁判官が交代で新しく加わった。

検察官がまず起訴状を朗読。

続いて、裁判官から「今、検察官が言った内容に違うところがありますか」と聞かれて、被告人は「違うところはないです。」と、公訴事実を認めた。弁護人も「傷害致死罪が成立することには争いはない」と意見を述べた。

検察官の冒頭陳述：(1) 事案の概要、(2) 犯行状況、(3) 量刑を決めるにあたっての重視すべき事実の順に説明した。

弁護人の冒頭陳述：裁判員等に着目してほしい点は、本件が他の傷害致死事件を比べて異なっているところはどこか、という点です。被告人が母親を叩こうとしたことについて同情の余地はないか、事件の後の考慮すべき事情はあるか。(1) 被告人の犯行がどのようなものだったのか？ 犯行が素手で行ったのか、それとも凶器を用いたのか、叩いたのは母親のどの部分だったのか、を被告人質問で明らかにしたい。(2) 被害者である母親の脳の状態がどのようなも

のであったのか？ 被害者の脳がすでに萎縮していたことを、診断書から見ていきたい。(3)被告人がどんな介護をしていたのか、その時の気持ちはどうだったのか？ 第1日目に行われる実母をケアしていた民生委員の証言、及び検察官が提出しているディサービス担当の介護士の供述調書から明らかにしたい。(4)被告人の現在の気持ちはどうか？ 反省しているかどうか、被告人質問で明らかにしたい。(5)被告人の地元の人々の感情はどうか？ 島に住む人2486人から減刑を求める嘆願書が出されたので、証拠として提出する。嘆願書を集めた人の証人尋問もおこないたい。その上で、裁判員には、実刑がふさわしいか、執行猶予付き判決がふさわしいか、考慮していただきたい。

感想として、弁護人の冒頭陳述はわかりやすかった。裁判の進行に合わせて、何を明らかにしたいかがよく伝わってきた。裁判員を意識して、よく準備をしてきたことがわかる陳述だった。

午前中は、検察官が証拠一覧表に基づいて、「統合捜査報告書」、ディサービス担当の介護士の「供述調書」などを提出、説明した。

午後から証拠調べとして、定期的に被告人の母親を訪問していた地域の民生委員（元看護師）と嘆願書を集めた地元の人（民生委員の夫だと紹介された）が被告人側証人として出廷した。

3月9日（火曜） 第2回公判

被告人質問が行われた。「取り返しのつかないことをしてしまった」。「母が自分を育ててくれた。墓参りをしたい。」「腹を立ててしまったが、今思えば、叩く必要はなかった」

3月11日（木曜） 第3回公判（求刑）

検察官の論告求刑：被告人の犯行は、短絡的な動機によるもので、寝たきりで抵抗できない母親への一方的な犯行は危険かつ悪質で相応の非難を受けるのが妥当である。ただし、犯行時以外は献身的に介護しており、突発的な暴行を反省している。これらの事情を考慮して、懲役5年を求刑する。

弁護人の最終弁論：介護が大変で、犯行の動機には一定の同情ができる。親

を殺害した同種事案の中で悪質とは言えないので、執行猶予付きの判決を求めている。

被告人の意見陳述:取り返しのつかないことをしてしまった。すまないと思っている。

3月12日（金曜） 第4回公判（判決）

判決主文:「被告人を懲役3年に処する。未決勾留日数中150日をその刑に算入する。ただし、刑の宣告から4年間、刑の執行を猶予する。」

執行猶予付き判決となった。判決は「罪となる事実」「犯行に至る経緯」については検察官の主張・立証通り事実認定した。

（量刑について）被告人の暴行は一定の危険性を伴ってはいたが、指先で叩くなど、ことさら被害者を痛めつけようとしたわけではない。被害者は高齢で、脳が萎縮し、脳障害が発生しやすく、不運にも死亡という結果につながった。被告人による日常的な暴力はなかった。死亡という犯行結果は重大で、シーツに痰を吐かれたことに立腹したという犯行の動機に短絡的なところがあったことは否定できないが、傷害致死の同種事案の中では軽微と言えるし、介護を日常的に勤めていたことも同情できる。一般的情状として、被告人は反省しており、前科もなく、地元の住民からは減刑の嘆願が出され、地域住民の支援の中で更生していける可能性は高い。したがって、社会内で更生の機会を与えることが相当で、執行猶予をつけないことが許されない事案とは言えない。

最後に岩田裁判長が、「この裁判を担当した裁判員、裁判官からメッセージがあります」として読み上げた。

「これまでお母さんの介護を一人で行う生活をしてきて、あなたにかかる負担は大きく、あなたは無理をしすぎた部分があったのではないのでしょうか。施設に預ける機会を増やすなど、あなたの負担を減らしていれば、こんなことにはならなかったでしょう。あなたは、社会に戻ることにになりますが、お母さんをしっかり供養して、無事、執行猶予期間を過ごして欲しい。〇さん（減刑嘆願書をまとめ、証言をした夫妻の名を挙げた）をはじめ、地元の人たちがあなたを受け入れてくれている。これからは地元のこうした周囲の方々と積極的に

関わりを持ち、支援を受けながら、生きて行ってほしい。」

■【判決 153】 傷害致死事件（男性・51歳）

鹿児島市内に住む無職の男性が、2020年10月16日午後10時すぎに、40代の知人女性に「人を死なせてしまった。自首したい」と電話で告げたため、女性は「人が殺されているかもしれない」と鹿児島県警中央署に110番通報した。警察官が男性の知人（当時70歳、介護必要者）宅に駆けつけて、倒れている女性を発見した。女性には顔や頭に数カ所殴られた痕があった。

知人の話などから、警察は現場近くの飲み屋で酒を飲んでいた男性を見つけ、鹿児島中央署に任意同行した。「自分が全部悪い」などと供述したことや知人の供述から判断して、17日、傷害致死の容疑で逮捕した。

11月6日、鹿児島地検は、この被疑者男性を、傷害致死の容疑で起訴した。

5月24日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は4人が女性、2人が男性。補充裁判員は女性・男性各1人。

鹿児島地裁刑事部合議Aが裁判を担当した。4月に裁判官の異動があり、裁判長は中田幹人裁判官に交代し、右陪席は引き続き富田環志裁判官、左陪席は森政遼一裁判官が務める。

起訴状の朗読：2021年4月16日に訴因の変更がなされたとのことで、起訴状の朗読は訴因変更後の内容が朗読された。被告人は、交際していた女性（犯行当時：77歳）の顔や頭などを複数回なぐる暴行を加え、女性の後頭部を壁に打ちつける、さらに胸部、腰部を骨折させるなどの暴行を加えた。女性は脳障害により死亡した。

被告人の認否：頭を殴り、後頭部を壁に打ちつけたことは事実とあっているが、胸部、下半身の腰部への暴行については、記憶が飛んでいて、よくわからない。自分がしたことであろう。

弁護人の意見：傷害致死の成立については争わないが、胸部、腰部への傷害

については否認する。

検察官の冒頭陳述：証拠によって証明する事実として、①被害者の頭を殴り、後頭部を壁に打ちつけ、死亡させた事実。この公訴事実について、双方に争いはない。②胸部、腰部に何らかの暴行を加え、肋骨、腰骨を骨折させた事実について、これが争点の1であり、量刑が争点の2である。

犯行について。被告人は2020年2月頃から、被害者女性と交際するようになった。被告人は知人宅で被害者と一緒に焼酎を飲んで、酩酊し、「知人の金を使い込んだ」と告白した被害者に一方的に腹をたて、被害者の頭を手で4発殴り、後頭部を壁に打ちつけ、脳障害で死亡させた。そして、胸部、腰部に何らかの暴行を加え、肋骨、腰骨を骨折させた。被告人は遺体を部屋の別のところに移動させた。知人に「人を死なせた」と連絡した後は、外出して、他の店で飲酒しており、飲酒した店に駆けつけた警察官に任意同行を求められ、逮捕された。

弁護人の冒頭陳述：被害者の胸部の傷は、被告人の救命行為の際にできたものである可能性がある。被告人と被害者との関係は良好な関係にあったが、被告人はストレスが溜まって、衝動的に叩いてしまった。

裁判官から公判前整理手続きの説明が行われた。これまでは左陪席が説明してきたが、今回は、裁判長が行った。

引き続き、検察官から提出された統合捜査報告書等の証拠調べが行われた。午後からは犯行時、一緒に住んでいた知人の証人尋問が行われた。

5月25日（火曜） 第2回公判

被告人の性格傾向について医師に対する証人尋問、知人の証人尋問などが行われた。

5月26日（水曜） 第3回公判

被告人尋問が行われた。

最初に弁護人が質問。被告人の暴行、暴行後の行動をまず質問し、被告人が以下のように答えた。

知人の家で、〇子(被害者女性)に対して他人の金を使い込んだことを責めた。その時、焼酎をそのまま生で飲んだ。その時の暴行をよく覚えていない。平手

で顔を叩いた。腰は蹴っていない。気がついたら、被害者が頭を抱え込んで家の戸にもたれかかっていた。痙攣しているようだったので、入れ歯を外し、喉から異物を取り出し、被害者を心臓マッサージした。頭が真っ白になっていたので、救急車を呼ぶことはしなかった。

朝になってか、よく覚えていないが、その家の住居者である知人（介護必要者）に話した。知人は遺体を見て、「困ったことになった」「この家を出て行かなくてはならない」と言った。そして、被害者の体をマットの上に体に乗せて、この知人の寝室に運んだ。知人はヘルパーさんがきて、デイサービスに出かけて行った。

16日午前中、ツケが残っていたタクシー会社に残金を払いに行った。以前の事件（不起訴）で担当してくれた弁護士事務所に電話した。「自首した方がいい」と言われた。生活保護給付をもらっていたので、奄美市役所の生活保護担当係に電話し、「いろいろお世話になりました」「大変なことをしてしまった」「生活保護は来月から打ち切ってください」と伝えた。そして、知人の女性に「人を死なせてしまった。自首したい」と電話で告げた（この女性が警察に通報した）。そして、被害者がその金を使い込んだ当事者男性の家に行き、「○（被害者）が金を使い込んだのは本当か」「印鑑、貯金通帳を（被害者に）預けたお前も悪い」と話した。その後、行きつけのカラオケ店へ行き、その女主人に「多分あやめた」「自首する」と話し、酒を飲んだ。そこへ警察が来て、任意同行を求められた。

被告人の酒癖についても話がおよんだ。

前の事件で刑務所に行き、出所したその日から酒を飲んだ。焼酎を水割りや湯割りにすることなく、生で1升近く飲む。酒を飲んで、酔って、色々な事件を起こした。酒を飲むと、カッとなる。刑務所の担当さんから「断酒会」をすすめられた。色々やってみたが、酒をやめられなかった。自分の弱さだ。

弁護士は続いて、被告人の生い立ち、少年時代について、聞いていく。

被告人は幼少期、母親に会ったことはなく、父とも19歳になるまで会うことはなかった。祖父・祖母に預けられて、育てられ、養子縁組をした。ただ、姓が変わったことで、小学校で名前を聞かれるのを嫌がり、不登校になる。11歳の時、自宅に放火。その理由を弁護士に問われて、「疲れたから」とのみ答え

た。亡くなったと聞かされていた母親が存命であることを話されたことが原因か、と問われて、被告人は何も答えず、無言だった。そして、少年だった被告人は奄美から鹿児島の児童施設に移ることになる。そのとき、「母親に会わせる」という説得で移ったらしい。しかし、施設で「ここは親も家族もない人が来るところだ」と施設職員に言われて、職員を木製バットで殴りつける事件を起こした。そして、中学2年まで特別支援学級（当時は特殊学級）に通ったが、別の施設に移ることになる。そこでは、職員の言うことを聞かなかったとして竹の棒でたたかれたり、裸にして殴られたり、体にタバコの火をつけられたという。

被告人は多動性障害の診断を受け、「精神手帳2級」精神障害者として治療を受けることになる。薬を飲むとフラフラすると証言した。

被告人は、最近、カトリック教に入信した。牧師さん（その日も裁判傍聴に来ていると弁護士が発言）の「悩みと付き合いなさい。聖書を読みなさい、そして祈りなさい」「人生には上り坂、下り坂、そしてまさかがある。そのとき、どう対応するか」と言われて、聖書を勉強するようになった。

検察官による被告人尋問が始まると、被告人の対応が一転した。

検察官は、被告人のこれまでの犯罪歴を繰り返し、羅列し、質問した。最初は「そうですかね」「わかりませんね」「覚えていませんね」などと小声で答えていたが、とうとう我慢できなくなったようで、急に怒った声で「こら、何を話してるんか」と検察官につっかけ、大声で「裁判長、この質問には答えたくない。過去のことは話したくない」と黙秘を叫んだ。裁判長は検察官に「どうしますか？」と尋ねたが、検察官はそれでも被告人の過去の行状を続けた。「前の刑事事件では、暴行を加えた交際相手の女性に『これからはしない。アルコール依存症をなくすように努めます』という約束の手紙を書きましたね。」被告人は何も答えなかった。被告人の過去、態度に対する裁判員の心証は、本人尋問の前半とは大きく変わったように思われた。

その後、裁判員、裁判官による質問が行われた。

5月27日（木曜）第4回公判（求刑）

午前中に検察官による論告求刑が行われた。

検察官の論告求刑：ろっ骨の骨折は、被告の救命行為ではなく暴行によるものだ。被害者に落ち度はなく暴行を加える理由はない。被告人は飲酒によって暴力をふるうことがあることは自らわかっている、短絡的な犯行だ。落ち度のない被害者の命を失わせた結果は重大であり、犯行態様は危険で悪質。更生に向けた努力をしない傾向にあり、再犯が強く懸念される。被告人に懲役10年を求刑する。

弁護人の最終弁論：腰部や胸部に被告人が直接暴行した記憶は被告人にはない。被害者に対する暴行には飲酒などの影響もあった。叩いたのは平手で、回数も多いとはいえない。被害者の言動をきっかけに偶発的に起こった犯行だ。傷害致死の犯罪類型の中では軽い部類にあり、懲役5年が相当である。

5月31日（月曜） 第5回公判（判決）

判決主文は、「被告人を懲役10年に処す。未決勾留日数中120日をその刑に算入する。」⁵

裁判長は、検察官の求刑通りの実刑判決を言い渡した。

判決は、被告人が否認した胸部、腰部への暴行も、解剖医の証言に基づいて、被告人による暴行と事実認定した。被害者の頭部、顔面及び胸部への暴行は危険性が高く、犯行態様は悪質である。被害者に落ち度はなく、知人の金を使い込んだという被害者の告白を聞き激昂した犯行動機は短絡的だ。飲酒すれば粗暴行為に至ってしまう自らの性格をわかっており、アルコール依存症の病状は被告人に有利に働く事情ではない。執拗に暴力を加えた悪質な犯行は同種事案のなかでも、重い部類に属する。

被告人が累犯前科2犯を含む多数の粗暴犯前科を有し、同種事案の中でも特に粗暴犯に及ぶ傾向が顕著とすることができる。

裁判官・裁判員から「説諭」がなされたかどうか、判決公判を傍聴できなかったのも、わからなかった。控訴するかどうか、被告人と相談するというコメン

⁵ 判決全文については、LEX/DBデータベース：文献番号25590116に掲載されている。

トが弁護人から出された。

■【判決154】 傷害致死事件（男性・43歳）

2020年11月末、愛知県名古屋市中で高齢者施設を経営していた男性は、経営する施設に入居していた男性（被害者・当時75歳）といっしょに種子島に旅行にやってきました。男性は自力で歩くことはできたが日常生活には介護が必要だったため、経営者男性が同行し、種子島のホテルに宿泊していた。12月3日朝、そのホテルの客室内で男性が倒れているのを、経営者男性の妻が発見し、ホテル関係者が種子島警察署に通報した。被害者男性は病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。死因は外傷性ショックと判定された。

経営者男性は当初犯行への関与を否定していたが、逮捕された。新聞報道では逮捕日ははっきりしていない（南日本新聞2020年12月25日付によると、「(12月)24日までに、暴行の疑いで、……被疑者を逮捕した」と報じる一方、「4日の逮捕後に暴行の事実を認めた」との記述があるので4日とも考えられる）。警察の発表によると、暴行の事実を認め、「(被害者が)言うことを聞かなかつたから」犯行に及んだと供述しているという。

12月24日、鹿児島地検は被疑者を傷害致死罪の容疑で起訴した。

6月14日（月曜）第1回公判

裁判員は男性5人、女性1人。補充裁判員2人は女性。

鹿児島地裁刑事部合議Bが裁判を担当。鹿児島地裁では合議Aと合議Bとでは右陪席が違っている。右陪席は此上恭平裁判官。裁判長、左陪席は合議Aと同じ。

検察官が「旅行先の種子島のホテルで、同行していた男性の顔や腕、腰を足で複数回蹴るなどして、死亡させた」とする起訴状を朗読。

罪状の認否を問われて、被告人は「間違いありません」と公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述：被害者は統合失調症の影響で水を過剰に飲む「過飲水」

の症状があり、被害者が無断で水分を取ったことに「自分のいうことを聞かないのか」と腹を立て、被告人は複数回にわたって被害者に暴行した。

弁護人の冒頭陳述：被告人は事件前も被害者と旅行に同行するなど長年介護にあたっていた。情状酌量を求める。

その後、証拠調べ、証人尋問、被告人質問が行われた。

6月15日（火曜） 第2回公判（求刑）

午前10時から、検察官の論告求刑があった。

検察官の論告求刑：被告人は無抵抗の被害者に長時間にわたり暴行を一方的に加えた。犯行の動機は身勝手に酌量の余地はない。その犯行態様は、同種事案の中で相当悪質である。犯行後も自己保身を優先し、被害者の救命行為に真摯に取り組まなかったとして懲役9年が相当である。

弁護人の最終弁論：被告人の犯行は計画性のない犯行である。被告人は取調べに素直に応じるなど反省してきた。仕事も辞め、社会的な責任もとった。情状酌量を求める。

6月16日（水曜） 第3回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役8年に処する。未決勾留日数中120日をその刑に参入する。」⁶

判決理由の要旨が朗読された。

（犯行事実）

住宅型有料老人ホームを経営していた被告人は、被害者が旅行に行きたいと希望したことから、ホーム内では反対意見もあったが、水を過剰に飲む「過飲水」行為をしないと約束させた上で、12月1日、種子島に旅行に出かけた。しかし、被告人はホテルの部屋で被害者が氷を食べているところを見つけ、「約束を破って、自分の顔をつぶした」と多数回、足で被害者を蹴るなどの暴行を加えた。被害者は骨折するなどの全身打撲により、搬送された医療センターで

⁶ 判決全文については、LEX/DBデータベース：文献番号25590842に掲載されている。

外傷性ショックで死亡が確認された。

（量刑の理由）

被告人の犯行は、長時間、断続的に、執拗に暴行を加え、被害者の腰骨を折るなど、危険かつ悪質である。被害者を死にいたらしめた結果も重大である。旅行を計画し、出かけたところ、注意したにもかかわらず被害者が氷を食べていたことに腹を立てたことが犯行の原因であるが、介護という業務の一環であるにもかかわらず、被害者が「過飲水」行為をしたことに腹を立てて、犯行に及んだのは身勝手な動機であり、自らの苛立ちを解消するために暴行を加えており、動機や経緯に酌量の余地はない。同種事案の中でも重い部類に属する犯情であると評価される。

裁判長は判決理由の要旨を朗読した後、もう一度、被告人を椅子から立たせて、主文を繰り返した。そのあと、裁判官・裁判員から伝えたいことがあるとして、説諭がなされた。

「あなたには3人のお子さんがある。親としての自覚を持って、社会人として模範になるように努力してほしい。今回の事件はあなたの甘さがもたらしたものだ。服役の間、被害者に与えた被害の大きさと向き合って、十分に反省してほしい。社会復帰の後には、社会人としての責任を果たす生き方をしてほしい。」

■【判決155】 殺人事件（女性・68歳）

2021年1月12日夜遅く、鹿児島県出水市で、女性から110番通報があり、出水警察署の電話番号を教えてくれとの内容だった。警察はその内容がはっきりしないことから出水警察署の電話番号は教えなかった。すると、女性から通話を代わって、男性が警察に対する批判の内容を伝えた。いったん、電話は切れたが、再度、110番通報があり、男女の争う声が聞こえた後、電話が切れた。そこで出水警察署署員が通報のあった自宅に駆け付けたところ、男性（犯行当時39歳）が倒れており、男性の母親（68歳）が自分の次男の首を電気あんかのコードで絞めたことを認めたため、その場で殺人未遂の疑いで現行犯逮捕した。次

男は出水市内の病院に運ばれたが、意識不明の重体となっていた。しかし、その2日後の1月14日、低酸素性脳症で病院で亡くなった。

母親と次男は2人暮らしだった。次男は、元競馬騎手であり、6年7か月ほど前、騎手を辞めた後、地元に戻っていた。躁鬱病、統合失調症、咳止め薬による薬物依存症などに罹患し、治療に通った時期もあった。スナックの看板を壊す、医者にクレームをつけて抗議するなど、近所とのトラブルがしばしば起きていた。

出水警察署によると、取り調べでは、母親は「一緒に暮らしていくことがいやになった」と供述していたという。

2月4日、鹿児島地検は、被疑者男性の罪名を殺人未遂から殺人罪に切り替えて、起訴した。

9月13日（月曜） 第1回公判

裁判員は男性4人、女性2人。補充裁判員2人は女性。

鹿児島地裁刑事部合議 A が裁判を担当。

検察官が起訴状を朗読。「被告人は1月12日午後11時40分頃、自宅で、当時39歳の次男の首を電気コードで締め付けるなどして殺害した。殺人罪に該当する。」

被告人は「間違いありません」と公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述：警察に暴言を吐くなどトラブルの絶えない息子との生活を憂え、失望して、突発的に殺意を抱き、次男の首を電気コードで締め付けるなどして殺害した。

弁護人の冒頭陳述：本件では自首が成立していることに争いはない。次男（被害者）が「警察に電話しろ」と言ったので、被告人は出水警察署の電話番号を教えて欲しいと110番通報したところ、指令室の警察官が答えなかったため、次男が激昂して、電話を代わり「おまえ、おかしいやん」「名前、何ちゅうねん」「殺すで」などと暴言を吐いた。被告人は警察官に対するこの被害者の言葉を許すことができないと、殺害を決意し、コードを首に巻きつけた。その後、殺害を電話で警察に知らせた。6年7か月にわたる苦しい日々を耐えか

ねての犯行であり、深く反省していることを踏まえ、執行猶予をつけることが相当である。

検察官が110番通報の記録内容・解剖所見・通院記録・犯行の再現記録などの統合捜査報告書、就職先の上司・知人の供述調書などの証拠について説明した。

9月14日（火曜） 第2回公判

証拠調べ、証人尋問、被告人質問が行われた。

9月15日（水曜） 第3回公判（求刑）

検察官による論告求刑：公訴事実には争いはなく、争点は量刑にある。被告人の犯行態様は、被害者の首にコードを巻きつけ、被害者の顔を床にあて、両手で頭をゆらし、確実に殺害しようとした。その殺意は強固であり、相当に悪質である。（なお、この被害者の顔を床にあて、頭を揺らしたという部分について、裁判官から「この行為も犯行と主張するのか」と、検察官の発言中に突然質問があった。検察官は「暴行の一部」と答えた。この犯行部分は、これまで主張されてこなかったことで、その点を裁判長が気にしたと思われる。）

被害結果も大きな苦痛を与え、生命を奪った犯行で重大である。被害者は2日以上生死不明の状態が続き、結局死亡した。被害者に、問題行動があったとはいえ、落ち度はなかった。被害者は治療によって回復し、残りの人生を過ごす可能性もあった。その無念さは大きかった。

被害者の行動に怒りを覚えた被告人には同情の余地はあるが、被害者と被告人とが同居を始めたのち、他の人に助力を求めることが可能だったが、被告人はそれをしなかった。被害者の症状は昨年からは落ち着いていた。被告人に現実には危害が加えられたわけではない。その点、被告人の行為は短絡的であり、厳しく非難されるべきである。

殺人事件の量刑分布のうち、単独犯、自首などの要件からすれば懲役3年から7年くらいまでの幅があるが、本件では懲役5年が相当である。

弁護人による最終弁論：精神疾患を病み、トラブルをしばしば起こした次男に対して、器物を損壊するなどのトラブルのたびに、謝りにいくなど、6年7か月もの間、母親としての苦労を重ねなくてはならなかった。被告人は、

周囲に迷惑をかけないようにと一人で抱え込んでしまった。これは強く同情すべき事情である。

9月17日（金曜） 第4回公判（判決）

判決の言い渡しが行われた。

「被告人を懲役2年6月に処す。未決勾留期間中130日をその刑に算入する。」裁判長が「実刑判決です」と、もう一度確認のように発言した。その後、「判決理由の要旨」として「犯行の経緯」を述べ、量刑について、以下のように朗読した。

被告人はうつ伏せになった被害者を電気コードを首に巻いて、4分間締め続けた。犯行には強固な殺意があり、生命を奪うという結果も重大である。6年余りの期間、被害者と同居し、支え続けたことに同情の余地はあるが、被害者を入院させようと周りが動いた時も、結局、入院させることをしなかったことに見られるように、被告人がひとり孤立していた状況では決してなかった。被害者が被告人に暴力をふるったわけではなく、殺害がやむにやまれぬものであったとは言えない。被告人が深く反省し、更生を誓っているとはいえ、実刑の選択はやむをえない。

裁判官・裁判員からの被告人に対する説諭はなかった。

■【判決156】 道路交通法違反、危険運転致死傷事件（男性・22歳）

建設作業員の男性は、2021年3月12日夜から霧島市の飲食店で友人ら2人と飲酒し、そのあと、3人でカラオケ店に行き、そこでも飲酒した。13日午前1時ごろ、閉店だと言われ、店を出た。ここで知人と言い争いになり、一人車に乗り込み、走らせた。1時20分頃、赤信号だった交差点に突っ込み、走行してきた軽自動車に激突した。その軽自動車を運転していた会社員（当時53歳）は衝突により頭蓋骨多発骨折などを負い、病院に搬送されたが、2時23分、死亡が確認された。同乗していた男性（当時51歳）も全治1ヶ月の傷を負った。

翌日3月14日の南日本新聞は「車同士が衝突 53歳男性死亡 22歳男性飲酒運転か」との見出しで3段組の記事に、13日に鹿児島県警霧島警察署で撮影された、大破した自動車の写真付きで報じた。写真の説明では「○（加害者の氏名）さんが乗っていた乗用車」と、加害者である男性に「さん」がつけられている。記事でも同様に「○（加害者の氏名）さんは右膝を骨折し、基準値を超える酒気が検出された。『酒を飲んで運転した』という趣旨の供述をしており、霧島署は飲酒運転をしたとみて捜査。回復を待って詳しい状況を聞く。」と報じている。南日本新聞は、捜査機関によってまだ逮捕されていないことを考慮して「さん」をつけている。

3月22日になって、入院していた加害者男性が回復したため、霧島署は、男性を自動車運転処罰法違反（過失運転致死傷）と道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で逮捕した。逮捕によって、3月23日南日本新聞記事では「さん」づけは消え、「○（加害者の氏名）被疑者を逮捕した」と報道している。

4月12日、鹿児島地検は、自動車運転処罰法違反（過失運転致死傷）と道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で、逮捕・送検した被疑者を、より量刑の重い（危険運転致死傷）と道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で、鹿児島地裁に起訴した。

9月28日（火曜）第1回公判

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員2人は男性。

鹿児島地裁刑事部合議Aが裁判を担当した。

検察官が起訴状を朗読した。被告人は、3月13日午前1時20分ごろ、基準値を超える酒気を帯びて乗用車を運転し、赤信号を無視したまま、交通に重大な危険を生じさせる速度で交差点に進入した。急ブレーキをかけたが間に合わず、軽自動車と出会い頭に衝突し、運転していた会社員を頭蓋骨多発骨折などで死亡させ、同乗していた男性（当時51歳）にも頭蓋骨骨折など全治1ヶ月の傷を負わせた。

罪状認否で、被告人は公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述：被告人は、3月13日午前1時20分頃、基準値を超える酒

気を帯びて、乗用車を無灯火で運転し、赤信号と知りながら制限時速40キロのところを時速約90キロで交差点に進入し、衝突事故を起こし、対向する乗用車に乗っていた運転手を死亡させ、もう一人の同乗者に傷害を負わせた。被告人にはこれまで速度違反、一時停止違反など5件の違反歴があり、免許停止処分も1件あり、再犯の恐れも高い。

弁護人の冒頭陳述：被告人は事故について深く反省している。量刑にあたっては、そのことを考慮していただきたい。

その後、証拠調べ、証人尋問が行われた。

9月29日（水曜）第2回公判

証人尋問、被告人質問が行われた。裁判長が裁判員に「質問はないですか？」と促したが、裁判員から被告人に対して質問はなかった。これまで傍聴してきた法廷では、主尋問、反対尋問が終わると一旦休憩に入り、休憩後、入廷すると、裁判長が「裁判官、裁判員から質問します。では、裁判員〇番の方、どうぞ」と言って、休憩の際に、裁判員と質問の打ち合わせがされていることを伺わせたが、中田裁判長は、法廷の場で質問を促すやり方を取った。その場で「質問は？」と言われても、裁判員にはなかなか難しいのではないかと、傍聴していて感じた（事前に打ち合わせがあったのかもしれない）。

3人の裁判官からそれぞれ質問がなされた。左陪席裁判官からは、自動車の任意保険の支払は誰がしていたのか、車検証の名義は誰になっていたのか、車のキーがどこに置いてあったのか、被害者に対する謝罪や反省の様子、賠償の方法などについて質問があった。被告人は「事故から1月ほどして、兄から紙やペンを差し入れてもらって書いた。毎日、拘置所で事故のことを思い出した。刑務所を出てから働いて賠償したい」と回答した。右陪席裁判官からの「犯行前どうしてイライラしていたのか」という質問には「早くその場から離れたかった」と回答。自分の怪我の程度についての質問では「4、5日の入院」と答えた。

裁判長は、車の任意保険について「あなたは保険の名義の変更手続きも取っていないですね。過去に無保険・無車検で問題になった事件もあなたにはあったでしょう。」などとやや批判的な口ぶりで質問した。それに対して、被告人は「任意保険の加入の経緯は知らない、保険料はちよくちよく払った。友人の

みんなから保険に入った方がいいと言われた」などと答え、裁判長から「ちょくちょく」というのは、継続的に払ったということではなく、たまに親に払ったということか」と聞き返されていた。賠償の方法について聞かれた被告人は「自分で働いて返したい。それ以上のことは考えていない」と答えた。

傍聴した感想としては、被告人に対する裁判官の姿勢に厳しさが感じられ、刑の執行猶予はおろか軽い刑ではすまないという印象を感じさせた。

被害者の遺族からの意見陳述：被害者は生まれたばかりの孫といっしょにでかけることを楽しみにしていた。罪を一生忘れないでほしい。法律で与えることのできる最大限の処罰を望みます。

9月30日（木曜）第3回公判（求刑）

午前10時から30分間ほどの予定で、論告求刑公判が行われた。理由はわからないが、補充裁判員の1人は参加していなかった。

検察官の論告求刑：事実関係に争いはなく、量刑を科すにあたって、重視すべきと考える事情を説明する。①犯行態様が危険であったこと。制限を超えるアルコール濃度の酒気帯び運転で、制限速度毎時40キロのところを毎時90キロのスピード、しかも無灯火で車を走行させ、交差点150メートル手前で赤信号を認めながらあえて無視し、交差点に進入した。被害者の車は大きく損傷し、衝突は激しかった。②被害結果が重大である。被害者1人の生命が奪われ、もう一人も長期の入院を余儀なくされた。亡くなった被害者は、孫が生まれたばかりであり、孫とのふれあいを楽しみにしていた。その将来の幸せを奪った。③被害者遺族の処罰感情が強く、厳罰を望んでいる。亡くなった被害者の妻は供述調書で「できるなら死刑にしてほしい。そうでなければ、できるだけ思い処罰を」と述べている。④犯行に至る事情に酌量の余地なし。一緒にいた友人から暴力をふるわれたわけでもなく、金を出してくれと言われたことに立腹し、危険運転であることを考えもしないで、車でその場を離れようとして、事件を起こした。⑤再犯の恐れ。被告人はこれまでの道路交通法違反を繰り返し、免許停止処分も課されている。事件前日にも飲酒運転していた。順法精神がなく、兄から注意されても改善するところがなかった。

科すべき処罰としては、酒気帯び運転での致死傷害事件の量刑分布を見ると、

一番重いもので、ひき逃げ事件で2人を死亡させた事件では懲役16年、軽いもので、1人を死亡させたが、被害者側が許しを表明した事件では懲役5年であり、今回のようなケースでは懲役8年から10年までが相当である。①から④の事情を考慮して、懲役10年が相当である。

被害者参加人の弁護士の意見陳述:被害者は孫との生活を楽しみにしていた。飲酒による交通事故を無くそうと運転代行の仕事をしており、何らの落ち度もない。命を落としたその無念を察するにあまりある。

弁護人の最終弁論:被告人の車は未保険であり、さらに免責条項に該当して支払われない可能性もあったが、保険会社が保険金を支払うと言ってくれた。被告人にはこれといった前科はない。家族によるサポートがなされることが示されている。被害者に手紙を書くなど被告人は後悔と反省を示している。被告人に更生の可能性があるのかどうか、それを考えていただきたい。被告人には、法律を守ることを社会の中で学んでいく必要がある。できるだけ早く社会復帰させて、更生させたい。弁護人から具体的な刑罰の提示はなかった。

10月4日(月曜)第4回公判(判決)

判決の言い渡しが行われた。

「被告人を懲役9年に処す。未決勾留期間中100日をその刑に算入する。」

裁判長が判決要旨を朗読した。「罪となるべき事実」は公訴事実どおりであった。「量刑の理由」について、高濃度の酒気を帯び、時速制限40km/hのところ
に90km/hの速度で、赤信号を認めながら、交差点に進入した犯行態様は、自動車の運転としては極めて危険である。その結果、1人の生命が奪われ、もう一人も相当重い傷害を負った。被害者にとっては孫との未来を絶たれて、無念のほどは余りある。同種の犯罪事案の中では重い部類に入る。被害者に対する任意保険の支払いの見込みがある、兄が出所後の支援を示しているなど一般情状として被告人の有利な材料も考慮して、量刑を決めた。

裁判官・裁判員からの被告人に対する説諭はなかった。

■【判決157】 道路交通法違反、危険運転致死事件（男性・26歳）

2021年2月9日午前5時50分ごろ、鹿児島市内の国道10号線で交通事故が発生した。10日付南日本新聞によると、「通行人から『ひき逃げ。人が倒れている』と110番があった。自転車で横断中だった、近くの大学生〇〇（記事には実名・当時20歳）さんが車にはねられ」た。大学生は救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡が確認された（第1の事件）。

人身事故の直後、事故現場から約300メートル離れた国道10号線上で、信号待ちで停車中の乗用車に軽自動車が追突した（第2の事件）。軽自動車を運転していた男性は酒を飲んで運転していた。鹿児島県警鹿児島中央署は、この第2の事件について、男性を道路交通法65条1項違反（酒気帯び運転）の容疑で、男性をまず現行犯逮捕した。中央署が「ひき逃げ事件との関連を調べている」と報じられた。

この南日本新聞記事の見出しでは「ひき逃げ 大学生死亡」「飲酒運転疑い男関与か」となっている。新聞は、第1の事件を「9日早朝、鹿児島市大竜町の国道10号線で発生したひき逃げ事件」と呼んで、「国道6時間通行止め 2.8キロ渋滞」と事故の影響を報道し、記事によれば「鹿児島中央署はひき逃げ事件と断定し捜査している。」

翌日2月10日、鹿児島中央署は、軽自動車を運転して鹿児島市の国道上の横断歩道を左から右に渡っていた大学生に重症頭部外傷の傷害を負わせたのに救護せず逃走し、死亡させた容疑で男性を再逮捕した。「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（略称、自動車運転処罰法）第5条違反（過失致死）と道路交通法72条違反（救護措置義務違反＝ひき逃げ）の容疑だった。鹿児島中央署は、ひき逃げの容疑については、被疑者は「事故を起こして止まろうとしたが、ブレーキが利かなかった」と否認しているとコメントした。アルコールの影響で正常な運転が困難な状態だったとして、自動車運転処罰法2条違反（危険運転致死）の容疑での立件も視野に捜査を進める方針だとも報じられた。

2月12日、鹿児島中央署は、自動車運転処罰法5条違反（過失致死）と道路交通法72条違反（ひき逃げ）の容疑で、鹿児島地検に送検した。

2月16日、鹿児島中央署は、被疑者を事故現場に立ち合わせて、実況見分した。

3月4日、鹿児島地検は、被疑者を、より量刑が重い自動車運転処罰法2条違反（危険運転致死）と道路交通法65条違反（酒気帯び運転）の容疑で、鹿児島地裁に起訴した。鹿児島地検は、被疑者が、赤信号を無視した上、事件現場の指定速度は時速50キロだったところ、交通に重大な危険を生じさせる時速約93キロで交差点に進入したなどとして、自動車運転処罰法2条違反を適用した。

3月29日付で、鹿児島地検は、被告人のひき逃げの容疑については不起訴処分とした。不起訴の理由は明らかにされなかった。

7月21日付で、被害者（大学生）の遺族は、被告人のひき逃げの容疑について不起訴とした処分に不服があるとして、処分の当否について鹿児島検察審査会に対して審査を申し立てた。

10月15日付で、鹿児島検察審査会は、不起訴処分について、「起訴相当」の議決を行なった（検察審査会法39条の5）。議決理由は、事故を起こした時点で負傷させた事実を認識したにもかかわらず、直ちに停車することなく、降車後も救護に向けた言動は全くみられなかった、救護義務違反が成立するのは明らか、とするものだった。検察審査会法41条2項が「速やかに、当該議決を参考にして、当該公訴を提起しない処分の当否を検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。」と規定しているので、今後、検察官は再捜査を行うことになる。鹿児島地検の次席検事は「検察審査会の指摘を踏まえ、必要な再捜査を行なった上、適切に処理したい」とコメントした。

10月19日（火曜） 第1回公判

鹿児島地方裁判所のホームページには「裁判員裁判開廷期日情報」が掲載されていて、この「令和3年（わ）第33号」について、開廷日時はわかっていたが、「傍聴券交付情報」を見逃していた。9時5分から9時20分までが傍聴券交付申請時間で、裁判所に到着した時にはすでに抽選が終了していて、傍聴できなかった。5回の公判のうち、第1回公判（開廷）と第5回公判（判決）は、抽選漏れて傍聴できなかったので法廷の審理の様子は、報道による。

裁判員は男性5人、女性1人。補充裁判員は1人だけ選ばれて、男性だった。鹿児島地裁刑事部合議Aが裁判を担当した。

検察官の起訴状朗読：被告人は、2021年2月9日午前5時49分ごろ、鹿児島市で酒気を帯びた状態で軽自動車を運転し、交差点に進入。青信号で横断歩道を渡っていた被害者（当時20歳）の自転車に車を衝突させ重症頭部外傷で死亡させた。「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（略称、自動車運転処罰法）第2条及び道路交通法65条1項（酒気帯び運転禁止）に違反する。

被告人は「事実です」と、公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述：被告人は始良市のスナックで酒を飲んだあと、車で鹿児島市天文館へ移動し、バーで飲み直した。飲んだ酒の量は、ビール1杯、焼酎の水割りおよそ8杯、テキーラ複数杯にのぼった。そして、30分後に迫った始良市内での雇用主との待ち合わせに間に合わせるため、車を運転し、急いで帰ろうとした。交差点の約100メートル手前で赤信号に気づいたが、事故を起こさず通過できると考え、赤信号を無視して時速93キロで進入した。ところが交差点で青信号で横断歩道を渡っていた被害者をはねてしまい、そのまま走って、2つ先の交差点で別の車に追突して停車した。被告人は事故後19分間、車の中に留まっていた。身勝手に自己中心的な犯行だ。

弁護人の冒頭陳述：被告人は始良市の仕事現場に行くために急いでいた。車が停車した後は自ら警察に通報している。今後、法廷で謝罪文を読み上げるなど反省の態度を被告人質問で明らかにする予定だ。情状酌量を求める。

証拠調べでは、被告人の軽自動車のドライブレコーダー映像が提出され、事故の様子が録画されていた。この録画では、被告人が2月9日未明、始良市から鹿児島市へ来た際にも、市内の交差点で、赤信号無視で走行していることが示された。

10月20日（水曜） 第2回公判

第1回公判につづいて、傍聴券の抽選が行われたが、傍聴可能な39席に満たなかったため、希望者は全員入廷することができた。

証拠調べ、証人尋問が行われた。午後からは、事故現場を実況見分した警察官、被害者の属していた大学馬術部の監督（教授）そして、被害者の父親が証言した。

被害者の父親の証言：1月9日の成人式で、コロナ禍で参加できなかった大学の入学式で着られなかったスーツに初めて袖を通し、それが息子と会った最後になった。家族写真も撮れずじまいになってしまった。2月8日が最後の電話になった。こんな死に方をするなんて許せない。死刑でもとても納得できない。極刑が然るべきだ。

（弁護士から、どうして被害者参加制度を利用したのか、問われて）真実を知りたい。被告人は「ブレーキがきかなかった」と言っているが、うそをついているのではないか。ぶつかって、なぜ助けてくれなかったのか。なぜ息子が150メートル先で転げ落ちていたのか。被告人は話してほしい。

被告人も動揺し、泣いていた。

10月21日（木曜） 第3回公判

傍聴券の抽選が行われたが、傍聴希望者は全員入廷することができた。

証拠調べ、及び証人尋問が行われた。被告人を雇用していた建設工事経営者、被告人の父親が証言した。いずれも弁護側証人である。経営者は、被告人は、遅刻もないし、酒の匂いをさせることもなかったと、その仕事ぶりについては評価し、車の運転も安全運転だったと証言。ただし、刑務所から出てきた時に再び雇う考えはあるかと弁護人に問われて「わからない」と答えていた。この言葉は後で、被告人の更生の可能性について検察官、弁護士それぞれの主張で、見方が異なってくる原因となる。検察官の質問により、被告人がこの「親方」（被告人の言葉）の下で働いていたのは、2020年11月10日から12月11日までの期間と、2021年1月12日から2月8日までの期間の計2ヶ月弱だったこと、その中断期間は、同居人とお金のトラブルで実家に帰ってしまい無職だったこともわかった。事故当日（2月9日）の朝、都城市の仕事場に行くために、蒲生町の資材置き場で集合することになっていたが、証人が朝6時半だと答えたのに対して、検察官が「6時ではなかったですか。以前に取り調べにそう答えてませんでしたか」と、この30分にもこだわった。これは被告人の当日の“急いでいた”

行動に関わる。前夜、「親方」である証人が被告人に「明日は早いから、早く寝なさい」と言っていたこともわかった。検察官の質問の中で、被告人が事件前に立ち寄った始良市のスナック店の話が出てきた。証人と被告人も仕事の後で、飲んだことはあるが、車で行ったとしても、帰りは「運転代行」を呼んで帰っていた、代行の料金は証人が支払い、経費で落としていた、という。

被告人の父親に対する証人尋問（弁護側証人）が続いて行われた。

「申し訳ないとしか、言いようがない」「事故直後、（被告人から）母親に電話があり、『酒気帯び、信号無視で、自転車に乗った人をはねてしまった』と連絡があった。私も出て『警察に連絡しなさい。酒を飲んだら運転するなとあれほど言っていたのに』と伝えた」「これまで（被告人は）酒を飲んで運転したことはなかったと思う」「被害者遺族への謝罪は断られた」「近所の人からも息子が死亡事故を起こしたと色々言われた」「（被告人は）仕事を手伝ってくれたり、弟妹の保育所の送り迎えをしてくれるなど、心優しい子だった」などと述べた。弁護人から被告人が刑務所から出てきた後の自動車免許について聞かれて、「免許を持つべきではないとは思いますが、公共交通機関があまりない地元では、免許を持たないと仕事ができない」と答えた。この言葉も、後から「反省がないのでは」として検察官から被告人の更生に関する家族の支援について批判を受けることになる。

そして、午後の公判で、被告人質問が行われた。まず弁護人の主尋問。

「これまでの違反歴は？」

高校生の時、原付でスピード違反、二人乗り違反がある。自動車に乗ってから違反はない。

「自動車を運転していて不安はなかったか？」

慣れないところを走るのは怖かった。国道10号線もカーナビを利用して走らないと、位置がわからず運転できない。

「その状態での運転は怖くなかったのですか？」

多少恐怖感はありました。

「それでもなぜ飲酒運転をしたんですか？」

先を急いでいたのもあるし、（飲酒運転を）軽く見ていたこともある。後悔しきれないほど後悔している。絶対に取り返しのつかない事故だ

と思っている。私の生涯を終えるまで、罪を償っていきたくらいと思っている。

「鹿児島市天文館のバーでの飲酒は？」

天文館のバー〇〇には過去2、3回行ったことがある。2月9日は一人でいき、午前1時ころから午前5時30分ごろまで飲んだ。運転代行で帰ろうと思っていた。朝6時15分が集合時間だと考えていた。遅刻したらやばいと思っていた。急がなくてはならないと思って、自分の車で戻ろうと考えた。

「始良市の自宅へ戻る際に起こした事件について覚えているのは？」

自分では、時速60キロから70キロで走っていると思っていた。メーターは見えていなかった。

「信号は覚えていますか？」

覚えていない。交差点で停車したかどうか覚えていない。

「長田陸橋でアクセルを踏んだ記憶は？」

車が早くなったとは思わなかった。予告灯は赤であることは確認した。信号も赤だった。自転車に気が付かなかった。車のフロントガラスが割れて、自転車のペダルが見えた。車を止めようと思って、ブレーキを踏んだ。車が停車した後、携帯電話で「最寄りの警察」を検索して、中央警察署の連絡先を探し、事故について連絡した。次に母親に電話し、父親とも話した。車を出て、その場で土下座した。

「事件前夜の行動については？」

2月8日は、午後5時30分ごろ仕事が終わって、自宅に車で戻った。午後9時頃、一人で寂しかったので、スナックへ飲みに行った。車で出かけた。そこで生ビール1杯、焼酎2杯くらいを飲んだ。お客は自分1人。午前0時30分ぐらいまで飲んだ。代行運転で自宅まで戻り、2万円ほどお金を補充し、車を運転して、鹿児島に向かった。

「どうしてタクシーに乗って行こうと思わなかったのか？」

一瞬でも多くの時間を楽しみたい。お金がもったいないという気持ちはなかった。

弁護士は、このあと、「遺族の両親の気持ちをどう受け止めているか？」「実

名などがさらされたネット上でのコメントについてどう思ったか？」「刑務所を出てからどうするのか？」「両親への思いは？」などを尋ねている。

検察官による被告人への反対尋問は、一転、“尋問調”になり、しかも弁護人の質問では知ることができなかった事実が出てきて、率直に言って、驚いた。

「これまで鹿児島市内まで運転したことは？」

1回ほど。

「どうして赤信号を無視したのか？」

相当スピードを出していた。カーナビばかり見ていた。脇見運転して、赤信号に気づけなかったのかもしれない。

「なぜ、天文館のバーに出かけたのか？」

仕事が終わったあと、夕方に自宅から天文館のバーで電話を入れた。電話には応答はなかったが、午後10時から11時ごろ、バーの店長から応答が入り、店が開いているかを尋ねた。電話口から楽しそうな店内の音が聞こえたので、行きたいなと思った。（始良市の）スナックはあまり面白くなかった。寂しさを紛らわしたい。明日から都城市に仕事に行くので、鹿児島市天文館のバーに行くなら今日しかない、と。

「バーの店主から『明日、仕事はあるの』と聞かれたのでは？」

話をした記憶がある。午前4時30分ごろからは冷たい烏龍茶を飲んだ。

「女性客と話をし、上機嫌になったのでは？」

女性客と話をし、その代金を支払った。連絡先も聞いた。

「本当に急いでいたのか？ 女性客を送る時間はあったのに？」

午前5時30分ごろ、女性客、店主といっしょに店を出た。タクシー乗り場まで女性を送って行った。タクシーに乗ろうとは思わなかった。代行運転を頼む気は起きなかった。自分の車なら1分でも早く帰ることができると思った。

「急いでいるなら、そのままタクシーに乗ればよかったのでは？」

早く帰ろうと考えた。

「（午前6時15分ごろの）待ち合わせに間に合うと思った？」。

ギリギリ間に合うと思っていました。

「経営者に遅れることを電話するとか考えなかったのか？」

考えなかった。

「事故の後、ドライブレコーダーを取り外し、車のドアのサイドポケットに入れていたのはどうして？」

目の前のことにながむしゃらになって外したのは事実だが、隠そうとしたわけではない。

「同じように、スマートフォンも壊しましたね？」

これからは友人たちとの連絡を断とうと思って。

「割れていたフロントガラスを自分で叩きましたね？」

自傷行為です。

被害者参加人の弁護士から被告人への質問がなされた（刑事訴訟法316条の37による）。

「(被害者とぶつかった後、) いつ、ブレーキを踏んだのか？」

フロントガラスが割れたときにブレーキを踏んだが止まらなかった。

「ブレーキを何回踏んだのか？」

5、6回踏んだが、利かなかった。

「アクセルを踏んだのか？」

しっかりした記憶がない。いま思うとアクセルを踏んでいたのかもしれない。ブレーキとアクセルを同時に踏んだのかもしれない。

「150メートル先に被害者の身体があったが、どうしてだと思うか？」

振り落とそうとしたのではない。逃げるつもりはなかった。車の下からガザガサという音がした。ブレーキを踏んでいるつもりが、車は止まらなかった。

裁判員からの質問はなかった。

左陪席裁判官「飲酒運転が怖いというのに、相当スピードが出ていたのでは？」

少しでも早くバーに行って、楽しみたいという気持ちだった。

右陪席裁判官「あなたが、事故のあと、踏んだペダルは？」

真ん中のペダル。ブレーキランプが付くのは、この真ん中のペダルです。裁判長「事故後の取り調べで、取り調べた二人目の警察官に対して強くあたったのはどうして？」

気が動転していて。

裁判長「単に110番あるいは119番に連絡すればいいのに、なぜネット検索で警察を探したの？」

自分でもわからない。

被告人質問の後、被害者の母親が法廷に立ち、陳述書を朗読した。

「被告人と対面して、何か伝えるのは今回の法廷しかない、と思って陳述しています。被告人は、弟から兄を奪った。祖父母から孫を奪った。馬術部の部員からは大切な仲間を奪った。事件の前日の夜に○（被害者の名前）と電話で話した。できるならそのときに戻って『あすの朝は部活に行かないで』と伝えたい。裁判ですべてが明らかになったとは思えない。被告人はありのままを話してほしい。」

10月22日（金曜） 第4回公判（求刑）

傍聴券の抽選が行われたが、今回も傍聴希望者は全員入廷することができた。

検察官の論告求刑：事実関係は、酒気帯び運転、自動車危険運転の2つの事件であり、その公訴事実について争いはなく、争点はいかなる量刑を科するのが適切かにある。検察官としては、量刑を考えるにあたって、考慮すべき事項を5点挙げる。①犯行態様が無謀かつ危険、無責任極まりない。赤信号になって7秒経ったにもかかわらず、時速93キロに加速し、交差点に進行した。衝突する危険性が極めて高い、通常考えられない運転態度だった。②スナックやバーで飲酒し、時間を忘れて飲み続けていた。「早く寝るように」注意を受けており、タクシーや運転代行を利用するなど他の選択肢もあったにもかかわらず、飲酒運転した。犯行の動機があさはかで、自己中心的であり、身勝手極まりない。③被害結果が重大である。全く落ち度のない、大学生の前途ある人生が理不尽にも奪われた。その無念さは計り知れない。④被害者遺族の処罰感情が峻烈である。⑤被告人は順法精神に著しく欠けている。

被告人の犯行は、単独犯、普通自動車利用、歩行者に損害を与えた同種事案の中で重い部類に入る。飲酒運転の回避は容易なことだったのでに確信的に犯行に及んでおり強い非難に値する。懲役10年の求刑が相当である。

被害者訴訟参加人（遺族）の弁護人の意見陳述（刑事訴訟法316条の38）：①被告はぶつかったあとに少なくともアクセルを踏んでいて、被害を拡大させている。ブレーキとアクセルを同時に踏んだという主張も合理的ではない。②弁護人は任意保険に加入し、賠償金が支払われることを被告人に有利な情状として主張するだろうが、この保険金は被告人の父親が払ったもので、被告人の立ち直りは不可能である。③「先を急いでいて何も考えられなかった」という弁解は全く不自然。「飲んでも、バレることはない」と考えていたのだろう。④刑務所を出た後、自動車免許を取得することは否定していない以上、再犯の可能性は高い。⑤遺族の処罰感情が峻烈である。法律的に最上限（危険運転致死罪20年、酒気帯び運転3年）の刑罰を合わせた懲役23年が相当である。

弁護人の最終弁論：普通自動車を使った危険運転事案では、刑罰分布データベースによると懲役3年から17年までと種々ある。本件では、①赤信号を無視したのは仕事に急いでいたからである。②赤信号を無視した回数は1回で、鹿児島市に来る際の2回の赤信号無視は重視すべきではない。③被害者の数が1名である。④事故後の被告の対応は、警察に自分で連絡した、事故現場で土下座したなど、悪いところは見られず、同種の事案の中で、さほど重い部類の事案とは言えない。量刑を考慮するにあたって、①任意保険に加入し、損害賠償（医療費）が一部なされている。②ネットや報道で実名報道されるなど社会的な制裁を受けている。③被告人の家族、元雇用主が支援を約束している。④被告人は、被害者の両親の手記や新聞記事を読むなどして謝罪の意思を表明している事実を見て欲しい。弁護人は懲役7年が相当だ、と考える。

検察の求刑が10年だったことについて、被害者遺族は代理人弁護士を通してコメントを発表し、「検察官の丁寧なご対応には心から感謝していますが、求刑と私たちの気持ちには隔たりがあるというのが正直なところです」と述べた。

10月28日（水曜） 第5回公判（判決）

傍聴券の抽選が行われたが、傍聴可能な席数が38席のところ、傍聴希望者は

40人。たった2人の“落選”組に入り、判決公判を傍聴することはできなかった。そこで、以下は、新聞・放送の記事によっている。

判決主文は「被告人を懲役9年に処す。未決勾留日数中150日をその刑に算入する。」だった。⁷

判決のいう「罪となるべき事実」は公訴事実どおりであった。第1の事実が、「酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和3年2月9日午前5時49分頃、鹿児島市内の道路において、普通乗用自動車（軽四）を運転したこと、第2の事実が「前記日時頃、車両を運転し、前記場所先の信号機により交通整理の行われている交差点を鹿児島市β方面から鹿児島市γ方面に向かい直進するに当たり、同交差点手前に設置された対面信号機の予告灯が赤色の灯火信号を表示しているのを、同交差点入口の停止線手前約107メートルの地点で認め、制動の措置を講じれば同停止線の手前で停止することができたにもかかわらず、先を急ぎ、同交差点の対面信号機の赤色灯火信号表示を殊更に無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度である時速約93キロメートルで自車を運転して同交差点を直進したことにより、折から同交差点出口に設けられた横断歩道を信号に従って左方から右方に横断進行してきたB（当時20歳）運転の自転車右側面部に自車右前部を衝突させて、同自転車に乗っていた同人を路上に転倒させるなどし、よって、同人に重症頭部外傷の傷害を負わせ、同日午前6時46分頃、同市…公益社団法人C病院において、同人を同傷害により死亡させた」。

「量刑の理由」については、「その運転態様は、交通の安全を一顧だにしない無謀なものであって、凄惨な事故を起こし得る非常に危険なものである。」「そもそも被告人が仕事に遅刻しそうになったのは、深夜にあえて飲酒運転をしてまで飲食店に赴き、同店で明け方まで飲酒等にふけていたからである。また、酒気帯びの状態で自動車を運転してまで仕事に向かうこと以外に、被告人が採り得る選択肢はいくらでもあった。」「本件各犯行に及んだ経緯及び動機は身勝手かつ浅はかというほかなく、酌量の余地は全くない。」「被害結果について見

⁷ 判決全文については、LEX/DBデータベース：文献番号25591215に掲載されている。

ると、充実した学生生活を送り、前途ある青年であった被害者は、被告人の無謀かつ身勝手な運転により、何ら落ち度がないにもかかわらず、突然、命を奪われた。一人の尊い命が失われたという被害結果は重大であり、被害者とともに歩む未来を奪われた被害者遺族らが峻烈な処罰感情を抱き、被告人の厳重処罰を求めるのも当然である。」

「死亡被害者1名の事案ではあるものの、同種事案（信号を殊更に見視した危険運転致死のうち、単独犯の事案）の中で、中程度からやや重い類型に属するものと評価することができる。」

以上の犯情評価を前提に、一般情状については「被告人は、本件について罪を認め、被害者遺族に宛てて複数回謝罪文を作成するなど、十分なものとはいえないものの被告人なりに反省の態度を示している。被告人の父が契約者となっている対人賠償無制限の任意保険により、被害者遺族に対して賠償額の一部が支払われ、今後相応の賠償がなされる見込みがあることは、補償がない場合と比べると、被告人に有利な事情であるといえる。また、情状証人として出廷した被告人の父が、社会復帰後の被告人と同居する意思を示し、その帰住先を確保している。」と説明した。（以上、判決文から引用した。）

厳罰を訴え、訴訟参加してきた遺族は、代理人弁護士を通して「これでは飲酒運転はなくならないと思いました。この一言に尽きる。むなしさも強く、今後の糧にできるような判決の結果では全くない。」とのコメントを出した。

「説論」があったかどうかは、確認できていない。

本件被告人のひき逃げ容疑については不起訴処分となったので、遺族が鹿児島検察審査会に不服を申し立てた。2021年10月15日付で検察審査会が「起訴相当」の議決を行った（検察審査会法39条の5）ことは先に示した。

2022年1月18日、鹿児島地検は、再捜査の期限を1ヶ月延長することを通知したことを明らかにした。検察審査会法では、「起訴相当」と議決された被疑事件については「議決書の謄本の送付をした日から3月以内に」通知しなくてはならないことになっているが「3月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間」、通知を延長できる（法41条の2第2項）。1月19日付南日本新聞記事では、延長の「理由」については

記されていない。

2月1日、鹿児島地検は、本件被告人を道路交通法第72条違反の罪で、本件被告人を起訴した。検察官がひき逃げ容疑について不起訴にした理由、検察審査会の議決を受けて一転、起訴した理由は公表されておらず、よくわからない。

3月23日、鹿児島地裁で、再捜査後の裁判が始まった。裁判官は、中田幹人裁判長の単独裁判。検察官は、被告人は事故後、直ちに運転を停止せず、救護などの措置を講じなかったとする起訴状を朗読した。

被告人は、この公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述:被告人は人をはねて、怪我をさせたことを認識していた、車のブレーキを踏むなどしたが、走行しつづけ、停車中の車両に衝突して、止まった。その後、約30分間、車内にとどまり、家族に電話するなどしたが、救護措置を取らなかった。

当日、被告人質問も行われた。被告人は、衝突後に被害者の元になぜ駆けつけなかったかを問われて、「衝突の衝撃が大きく、只事ではないと思った。」「警察から待機するよう言われ車内にいた」、「〇さん（被害者）の状態を知ることが怖かった。」「衝突後にブレーキを踏んだが、車はすぐに止まらず、頭が真っ白な状態になった」などと述べた。

審理では、遺族の陳述書が読み上げられた。「衝突した後になぜ止まらず、救護措置を取らなかったのか。納得のいく説明がほしい。今後の飲酒運転の抑止につながる裁判になってほしい」。被告人の弁護人の陳述内容はどのようなものだったのか、情報が得られていない。次回の期日は未定とされ、裁判官はこの日の審理結果をもとに調整する方針だと述べた。

6月8日、論告求刑公判が行われた。

検察官の論告:被告人は、衝突後すぐに車を止めて、被害者を救護することができたにもかかわらず、「被害者の状態を知るのが怖い」という理由で車内にとどまった。現実逃避で身勝手極まりない。被害者を救護する当然の責務を果たしておらず、強い非難に値する。懲役1年が相当である。

弁護人の最終弁論:事故後に混乱、動揺した被告人を責めることはできない。今回の罪は一度は不起訴になっている。情状酌量を求める。

6月29日、ひき逃げ容疑についての再捜査後の判決が言い渡された。

「被告人を懲役10月に処す。」中田裁判長が単独で判決を出した。

(判決理由) 被告人が運転する車で交差点の横断歩道を青信号で渡っていた被害者をはねた第一事故から、その先270メートル先の交差点で信号待ちしていた交差点に追突した第二事故までの間に、ブレーキ制動ランプが点灯しており、スピードも下がっていた。従って、被告人は人身事故を起こした認識はあり、追突するまでの間に車を止めることは容易だった。しかし、車を止めず、追突後に、約30分間車内にとどまり、駆けつけた警察官に飲酒運転事故を起こしたことを告げただけで、救護措置を取らなかった。

被告人には、すでに判決が確定していた懲役9年に10月が加わり、合わせて9年10月の懲役刑が科された。

判決後、被害者の家族は「一度不起訴にしたことで、今回、検察側に遠慮があったのではないかと感じた。前回のように裁判員裁判で一括審理されれば量刑はどうなったのか、ひき逃げももっと追及できたのではと思う部分はある」と感想を述べている(南日本新聞2022年6月30日)。

今回は、検察官が不起訴とした道路交通法違反(救護措置義務違反=ひき逃げ)事件が、検察審査会で起訴相当とされ、検察官が再捜査・起訴した極めて稀な事案だったが、再捜査後の裁判は、ごく普通の訴訟となったように思えた。検察官からは、いったんは不起訴にしたにもかかわらず、再捜査後なぜ起訴したのかの説明はなく、被告人側弁護人は、ひき逃げの公訴事実について争う余地はあったにもかかわらず、おそらく量刑がさらに不利になることを危惧したためだろうが、公訴事実について争うことを避けた。裁判官による判決もひき逃げの公訴事実について検察官の起訴内容通りに認めた。

裁判員裁判【判決157】では被害者参加制度(刑事訴訟法316条の33)に基づいて弁護士が参加していたが、今回の道路交通法違反(ひき逃げ)容疑では、被害者参加が316条の33第1項の各号に法定されておらず、被害者側から法廷で明らかにすることはできなかったこともあり、被告人の犯したひき逃げ容疑と危険運転致死容疑との関連性が今ひとつ理解できないままになった。

被害者の家族が発言したように、裁判員裁判で、先の公訴事実とあわせて一括審理されれば量刑はどうなったのだろうか。

■【判決158】 危険運転致死事件（男性・22歳）

2021年3月21日午前3時5分ごろ、鹿児島市の国道3号線で、男性（22歳・自衛官）が運転するSUV自動車と自営業男性（当時47歳）が運転する軽乗用車が衝突した。コンビニエンスストアに新聞を届けるために右折しようとした軽乗用車に、右車線を逆走してきたSUV自動車が追突する事故だった。車外に投げ出された被害者男性はその場で死亡が確認された。飲酒運転をした男性は、病院に搬送されたが、命に別状はなく、そのまま入院した。「酒を飲んだが、他についてはよくわからない」と話していると報じられた。

事故現場は上下5車線の見通しの良い直線道路だった。車は両方とも大破して歩道に乗り上げた。路上にはタイヤやバンパーなどが散乱し、粉々になった窓ガラス片が飛び散っていた。110番通報した近くのコンビニエンスストア従業員は「ドーンという爆発したような音を聞き、慌てて外に出た。」と、現場近くに住む男性会社員は「考えられないような車の壊れ方。猛烈なスピードで衝突したのではないか」と語った。この事故後、県警は、大破し散乱した事故車の部品の取り除き、鑑識活動や写真撮影のため、事故現場付近の国道3号線は約10時間にわたって、通行止めにした。

南日本新聞（3月22日）では、飲酒運転した加害者は「さん」づけで、「〇〇（加害者の氏名）さんから基準値を超えるアルコールが検知された」と報じられている。見出しは「自衛官 飲酒運転疑い 車衝突、男性死亡」と付いている。

事故を起こした運転手は入院中で詳しい事情が聴けていないため、鹿児島西署は、現場近くの店舗から防犯カメラ映像の提供を受け、衝突時の状況などを精査して、「危険運転致死容疑での立件を視野に調べている」とコメントした（南日本新聞3月23日）。

南日本新聞は、「複数の捜査関係者への取材で分かった」として「〇〇さんの乗用車が対向車線を逆走し」前方で右折しようとしていた被害者の軽自動車に後ろから突っ込んだとみられると報道した（3月27日）。見出しは「飲酒疑い自衛官逆走 前方右折車に衝突か」である。

4月8日、鹿児島西署は、飲酒運転した加害者を自動車運転処罰法第2条（危険運転致死）違反の容疑で逮捕した。

4月10日、鹿児島西署は、被疑者を鹿児島地検に送検した。

4月28日、鹿児島地検は、被疑者を自動車運転処罰法第2条（危険運転致死）違反の容疑で、鹿児島地裁に起訴した。アルコールの影響で正常な運転が困難な状態で乗用車を運転し、時速160キロで、対向車線を逆走し、衝突したことが公訴事実とされた。

9月15日、陸上自衛隊は、自衛隊法46条に基づき、被告人を懲戒免職処分とした。被告人は、陸上自衛官陸士長だった。

11月9日（火曜） 第1回公判

裁判員は男性6人。補充裁判員は女性1人。

鹿児島地裁刑事部合議Bが裁判を担当した。

起訴状の朗読：被告人は、2021年3月21日午前3時5分ごろ、鹿児島市の国道3号線を、アルコールの影響で正常な運転が困難な状態で乗用車を運転した。進行方向右側にあった駐車場に向け、右折しようとした自営業の男性（当時47歳）が運転する軽乗用車に、対向車線を走り後方から衝突し、男性の右心房損傷などの怪我を負わせ、出血で死亡させた。適用罰条は、自動車運転処罰法第2条違反。

公訴事実の認否：被告人は「間違いありません」と認めた。

検察官の冒頭陳述：公訴事実については争いはなく、争点は量刑にある。被告人は、事故前日の3月20日午後、鹿児島市内の繁華街・天文館で自衛官の同僚と落ちあい、夕方から事故当日の21日午前2時半ごろまで、居酒屋、ラウンジ、バーなど5軒の店で飲酒した。午前2時48分ごろ、自家用車を置いた駐車場に戻ったが、一緒に酒を飲んだ自衛官の同僚に絶対に飲酒運転をしないように注意されたにもかかわらず、車に乗り、発進させた。駐車場を出る際、うまく出庫できず、バーを壊した。その後、国道3号線では7か所の交差点で赤信号を無視し、3時7分衝突事故を起こした。（法廷での立証については）犯行態様が危険であったこと、被害結果が重大であること、遺族の処罰感情が峻烈で

あることを立証する。

弁護人の冒頭陳述：公訴事実については争わない。争点は量刑にある。刑罰は犯行に対するペナルティであると共に、社会復帰に向けた準備、将来のために矯正の意味を持っている。今回、被告人の量刑を考慮するにあたって、①被告人が事故を深く反省していること、②これまで自衛官として社会貢献につとめてきたこと、③すでに自衛隊を懲戒免職になり、すでに社会的制裁を受けていること、を考えてほしい。情状酌量を求める。

その後、証拠調べ、証人尋問が行われた。

11月10日（水曜） 第2回公判（求刑）

午前中、被告人質問が行われた。まず弁護人から主尋問。

「飲酒した動機は？」

動機の友人と飲むため。

「川内駐屯地から鹿児島までどういう手段で行ったのか？」

車で行った。鹿児島市内でホテルに泊まるつもりだった。ホテルの予約はしなかった。

「友人の供述によると、飲酒したとき、相当酔っていたとされるが？」

途中から覚えていない。2軒目くらいまでは覚えているが……。

「3軒目に行った記憶は？」

どのように行ったか、覚えていない。何を飲んだかも覚えていない。

「4軒目は？」

……

「5軒目は？」

覚えていない。ゲームをしたのは覚えているが。

「ラーメン屋は？」

覚えていない。

「駐車場に戻ってきたことは？」

覚えていない。

「記憶にあるのはどんなことか？」

黄色い棒に当たったようなことを（搬送された）病院で思い出した。

「入院期間はどのくらい？」

2週間くらい。(被害者が亡くなった)事実を知ったのは、逮捕されたとき。

「これまで飲酒運転した経験は？」

事件前にも2度、天文館で飲酒運転したことがある。金曜日に鹿児島に来て、飲酒した後、ホテルまで車で移動した。

「自衛隊を免職になるとは思わなかったのか？」

思わなかった。

「飲酒運転で人に怪我をさせることがあるとは思わなかったのか？」

事故は絶対に起こさないと思っていた。

「被害者への気持ちは？」

謝罪の手紙を渡そうとしたが、受け取ってもらえなかった。毎日、ノートに謝罪の言葉を書いて、手を合わせている。私のせいで被害者の人生を奪ってしまい、本当になんと謝ったらよいのか。遺族にとんでもない悲しみ、苦しみ、不安を与えてしまった。取り返しのつかないことをしてしまった。(涙ながらに)

「今後の生活について、どう考えているのか？」

私のようなものでも、社会に出て良いのか。とても不安です。

もう一人の弁護人は、被告人の反省する姿を裁判官・裁判員に印象づける弁護方針のためか、まず被告人を“叱責”するような調子で、質問しはじめた。

「あなたは、被害者の奥さんの供述調書を読みましたか？」

はい。

「愛する家族を亡くした遺族の気持ちがわかりますか？」

……。

「どれだけ無念だったことがわかりますか？」

……。

「遺族に思いを馳せたことはありますか？」

……。はい。

「気持ちを理解できますか？」

……。理解していききたい気持ちでいっぱい。一生かけて、謝罪をして、

被害者の遺族の思いを持ち続けていきます。

「家族を持ったこともないあなたには、遺族の気持ちを理解しようと思って
もわからないでしょうね。最愛の家族を酔っ払い運転で失った気持ちは。」

……。

「奥さんは『一生苦しんでほしい』という供述をされていました。それを聞
いて、あなたはどう思ったか。どうしたらよいのか？」

……。片時も忘れずにいたい。

「あなたにとって一番大切な家族は誰ですか？」

母です。

「そのお母さんが殺され、足ももげたら、どう思う？ 痛みを感じますか？
苦しみを感じ続けるのが贖罪だと思うのだが、どうでしょうか？」

……。

「自衛官の仕事についてはどう思う？」

やりがいもあった。同僚と何かをやり遂げたということとか、子ども
が手を振ってくれたとか。

「あなたは西日本豪雨の災害派遣で、やりがいを感じたと私に言っていました
ね。みんなに感謝されたその気持ちを忘れないでくださいね。待っています
から。」

……。

続いて、検察官による反対尋問が行われた。2人の検察官は、事件当日の被
告人の飲酒の様子や過去の飲酒の頻度などを問いただした。

「コンビニでお酒を買った記憶はありますか？」

はい。私は缶ビール、友人は缶酎ハイ。

「どこで、飲んだか？」

歩きながら、飲みました。

「1軒目の居酒屋ではどのくらい飲んだのか？」

ビール1杯、ハイボール2杯だったと思う。

「2軒目は？」

会計したことは覚えていない。コンビニで金をおろしたことは覚えて

いる。

「3軒目の店で覚えていることは？」

行ったことしか覚えていない。

「5軒目の店は？」

舞台上上がったことを覚えている。そこで踊った。ステージの上でお酒を飲んだ。

「一気飲みしたのは覚えていますか？」

……。

「これまで飲酒運転を2回したということだったが？」

2回目の時は、後輩が乗っていた。『運転しちゃダメだよ』と言われたが、『大丈夫』と言って乗った。

「事件当日、駐車場に戻って、どうして飲酒運転を始めたのか」

わかりません。

「次の日の予定は？」

休みで、仕事の予定はなかった。

裁判員からの質問はなかった。

3人の裁判官が質問した。

(左陪席)「これまでに酒を飲んで記憶をなくしたことは？」

成人式するとき、飲んで記憶をなくしたことがある。

「周りからどう言われた？」

すごく飲んでいた、陽気だったと言われた。

「5軒目の予約を入れたという店の供述があるが、いつ入れたのか？」

2軒目の店から入れた。『二人行きます』と言った。

(右陪席)「過去の飲酒運転したとき、絶対に事故を起こさないと考えた根拠は？」

事故は起こさないと考えていた。

「(駐車場に戻ったとき) 飲酒運転してはダメだと知人に言われたことは？」

記憶にない。

(裁判長)「飲酒して、忠告を受けたことはあるか？」

声が大きくなると言われたことはあるが、そんなに言われていない。

「これまで飲酒して介抱されたことはあるか？」

階段で寝てしまったことがある。（事件当日は）自分で歩くことはできるが、行き先へは案内してもらえないと行けなかった。当日は、友達と久しぶりに会ったので、飲酒のペースが早かった。

「自分はシラフの状態ではないことと思ったか？」

はい。（2軒飲酒した後）コンビニでは、店内をくるくる歩き回った。

「今回のような、はしご酒はよくあるのか？」

はい。

「駐車場の料金が未払いになっているようだが？」

記憶にありません。思い当たることはありません。（被告人は、酩酊して自動車を駐車場から出るとき、料金支払い機のバーを破損させて、出庫した。）

検察官の論告求刑：被告人の自動車運転はまさに走る凶器で、極めて危険な犯行。国民の生命を守るべき自衛官が、飲酒運転で被害者の命を奪ったことは非難に値する。懲役12年を求刑する。

弁護人の最終弁論：被告人は反省していて、自衛官を懲戒免職処分になるなど社会的制裁も受けている。それらの事情を考慮して情状酌量を求める。

11月16日（火曜）第3回公判（判決）

判決主文「被告人を懲役10年に処する。未決勾留日数中、120日をその刑に算入する。」⁸

その後、判決理由の要旨が朗読された。

（罪となるべき事実）

被告人は、被告人は、3月21日午前3時5分ごろ、鹿児島市の国道3号線を、飲酒によるアルコールの影響で正常な運転が困難な状態で乗用車を運転し、時

⁸ 判決全文については、LEX/DBデータベース：文献番号25591427に掲載されている。

速160 km で走行し、対向車線に進出して、右折しようとした自営業の男性が運転する軽乗用車に、後方から右側部に衝突し、男性の右心房損傷などの怪我を負わせ、出血で死亡させた。

（量刑について）

被告人は、約10時間にわたって5軒の店で相当量の酒を飲み、1リットルあたり0.54mgの高度のアルコール濃度にも関わらず、車を運転し、事故直前に7か所の交差点で赤信号を無視し、対向車線に進出するなど蛇行を繰り返していることから、酩酊の程度は重度とすることができる。時速160 km という異様な高速で対向車線に進出する運転は極めて危険かつ無謀な運転だった。

被害者は尊い命を落とした。遺族がきびしい処罰を求めるのも当然である。

知人から強い口調で飲酒運転を止められていたにもかかわらず、その十数分後には車を発進させた。飲酒運転を開始したその意思決定は強い非難に値する。

運転態様の危険性が際立っており、非難の程度も高いことを考慮すると、同種事案（アルコールの影響による危険運転致死のうち、被害者が被害者車両に乗車していた事案）の中で、比較的重い部類に属し、懲役10年を含む幅の中で量刑を検討することが相当な事案と考えられる。

一方、罪を認め、反省の言葉を述べていて、被害者の遺族に対し金銭的な賠償がされたことは被告人に有利な事情と言えるが、被告人が自衛官として災害等に派遣されて業務を果たしたことや自衛官をすでに懲戒免職されたことは被告人に特に酌むべき事情とはいえない。

以上の理由で、被告人に10年の懲役を科することが相当であるとする。

裁判官・裁判員からの説諭はなかった。

■【判決 159】 住居侵入・強盗致傷事件（男性・55歳）

2020年4月16日午前1時ごろ、鹿児島県錦江町で、一人暮らしの高齢者女性（当時85歳）が、侵入してきた犯人に両手首を布製ガムテープで縛られ、現金入り

のバッグを奪われ、両手首を負傷する事件が発生した。被害にあった女性は、両手首に巻き付けられたガムテープを自力で剥がし、同日午前2時ごろ、警察に通報した。

翌17日、鹿児島県警錦江署と捜査一課は、強盗致傷と住居侵入の疑いで、同町に住む男性（無職・55歳）を逮捕した。被疑者男性は、高齢者女性方に侵入、「寝室のベッドに寝ていた〇〇さんの両手首をテープで縛るなどし、現金27万円などが入った手提げバッグを奪った疑い。〇〇さんは両手首を打撲する2週間のけがを負った。」「周辺の聞き込みなどから被疑者の関与が浮上。自宅にいたところ任意同行を求めた。」「被疑者は『話したくない』と供述している」と報じられた（2020年4月18日南日本新聞）。翌4月18日、県警は、鹿児島地検に被疑者を送検した。

5月8日に鹿児島地検は、被疑者を強盗致傷と住居侵入の疑いで起訴した。

新聞記事を注意深く読むと、奪われた金額が「27万円」から「24万円」（起訴状）に変わっている。被害者女性は、金融機関の自分の口座から30万円を下ろして、自宅に届けるように金融機関の職員に依頼した。被害者はそのお金を金融機関作成の封筒に入れておいた。封筒からいくらか出して使ったところで、犯人にその封筒を盗まれた。検察官が、高齢者からの聞き取りで、使った金額をあらためて確認させたということになるが、犯行が行われた1時間後の深夜にコンビニエンス・ストアで携帯電話料金含めて、約13万5千円を被告人は支払っている。そのお金の出どころが、この事件の争点になっていく。

南日本新聞では「周辺の聞き込みなどから被疑者の関与が浮上」と書かれていたが、被告人が、被害女性とは知り合いであり、よく自宅を訪ねて、家事などを手伝っていたことから、おそらく初めから疑われていたのだろう。

事件の翌日、被告人は、被害者女性に電話をかけたが、なかなか出なかったので、心配になり、被害者の自宅まで駆けつけたこと、自宅前で警察官から「今日は会えない」と言われて、帰ろうとしたところ、「ちょっと聞きたいことがある」と警察に任意同行を求められた、という。

被告人は一貫して犯行を否認した。そこで、設定された裁判員裁判の日程も、11月24日から12月14日まで、延べで21日間と長期にわたることになる。

11月24日（水曜） 第1回公判

裁判員は男性4人、女性2人。補充裁判員は男性・女性それぞれ1人ずつ。鹿児島地裁刑事部合議Aが裁判を担当した。

起訴状の朗読：2020年4月16日午前1時ごろ、鹿児島県錦江町の高齢者女性の自宅に侵入し、女性の口や目、両腕を布製ガムテープで縛り、現金約24万円、財布などが入った手提げバック（時価3900円）を奪った。その際、女性の両腕に全治2週間の打撲を負わせた。適用法条は刑法130条（住居侵入等）及び240条（強盗致傷）である。

被告人の罪状認否：「私は、何もやっていません。」

弁護人も「被告人は、犯行日時に起訴状に書かれた犯行現場に行っておらず、犯人ではありません。」と全面否認し、無罪を主張した。

検察官の冒頭陳述：争点は、被告人が犯人であるかどうかという点にある。検察官は、被告人が犯人であることを証拠によって証明する。

（犯行に至る経緯）被告人は自宅で一人暮らしであり、2018年ごろから被告人の妻が入院していた病院で知り合いになった。同年12月に被告人の妻が死亡した後、被告人は被害者の家に電話で連絡して、遊びに立ち寄るようになった。2020年3月24日、被害者は農協の預金口座から30万円下ろすように職員に依頼し、職員は30万円を農協の封筒に入れて、被害者に届けた。4月16日午前1時ごろ、被告人は被害者宅に侵入し、犯行に及んだ。午前2時ごろ、被害者が警察に通報し、警察官が自宅に駆けつけた。

「着目していただきたい事実」は以下の事実である。①犯行に使用された布製ガムテープを被告人が所持しており、犯行現場から採取されたガムテープ片と被告人宅で発見されたガムテープが一致した事実、②犯行に使用されたビニール製手袋を被告人が所持しており、そのビニール片が犯行現場のガムテープに付着しており、そこから被告人のDNAが採取された事実、③被害品である現金を入れた封筒を被告人が所持しており、封筒には農協職員の字で「30万円」と書かれていた事実、同日午前1時31分に被告人はコンビニの自動支払い機から、携帯電話代13万4637円を振り込んだ事実、④犯行の時に使用した靴を

被告人が処分した事実、⑤その他、犯行動機に関係するものが発見された事実。公判では、これらの諸事実を、警察官、鑑識官の証言によって立証する。

その際、検察官は「窓のない法廷のようなところにいた人が雨が降ったことを知る」例えを話した。「雨が実際に降ったことを見ていなくても、外に出て、道路が濡れていることを見れば、『雨が降った』とわかるはずです。」被害者は犯人の顔を覚えておらず、被告人の犯行を直接に示すものはないが、「状況」からして、犯行の事実が導き出せるという趣旨を裁判員におそらく伝えたかったのだろう。

弁護人の冒頭陳述：被告人は現場に行っていません。犯行当日、被告人は約5.5kmほど犯行現場から離れた自宅にいた。被告人は被害者とその妻が同じ病院にいたことから家族ぐるみの付き合いをしており、週に1回から2回訪問し、買い物の代行、庭の手入れ。ストーブの灯油の交換などをしていた。その際にビニール手袋を使った。被告人宅にはバスで行っていた。

4月15日は、9時に起床し、被害者に電話し、雑談したが、体調が悪くずっと寝ていた。翌日夜1時ごろ、携帯電話代を支払おうとコンビニに行き、菓子なども買い、13万円ほど支払った。午前2時ごろ自宅に戻り、小雨で靴が濡れたので、立てかけておいた。16日は、朝7時ごろに起き、被害者に電話したが、何度かけても話し中だった。気になったので、タクシーで被害者宅に向かった。被害者宅には警察官が来ていたので事情を聞いた。すると突然、任意同行を求められ、翌日17日に自宅の捜索を受け、逮捕された。警察は、携帯電話の支払いの事実を知っていた。

被告人は、2019年12月、2020年1月に3回に分けて各3万円を3回、合計9万円を被害者から借り、その際、農協の封筒に入れてもらった。犯行当時、引越越し費用として確保しておきたかったので、35万円程度の現金は持っていた。

被告人は一貫して犯行を否認している。今度の事件は、目撃者もいない。防犯カメラにも映っていない。被害者も犯人が誰だか、わかっていない。

最後に弁護人は「疑わしきは被告人の利益に」という法律上の諺について説明した。犯人であることが間違いないことを立証するのが検察官であり、間違

いがない場合にだけ、有罪とすることができる。本件では、被告人が犯人であるということとはできない。

裁判長が、公判前整理手続きについて報告した。争点は、被告人と犯人の同一性という点にあると述べた。午後は、証拠調べ。検察官が統合捜査報告書等について説明した。

11月25日（木曜） 第2回公判

被害者の証人尋問。証人が別室で尋問に答えるビデオリンク方式で行われた。被害者が高齢だったためか、尋問について「よく聞こえません」「もう一回言ってください」をくりかえした。「記憶にありません」という回答も目立った。被害者は犯人の顔を覚えていなかった。

11月26日（金曜） 第3回公判

鑑識にあたった警察官に対する証人尋問。

11月29日（月曜） 第4回公判

鑑識にあたった警察官に対する証人尋問。

12月1日（水曜） 第5回公判

DNA鑑定にあたった警察官、科学捜査研究所職員に対する証人尋問。科学捜査研究所は、鹿児島県警察刑事部に附属する機関である。ビニール片3片、ゴム手袋の鑑定を担当し、実施したことを証言した。

12月2日（木曜） 第6回公判

被告人質問（弁護人による主尋問）

「たんす預金を減らしたくなかったのはどうして」

（被告人） 地元に戻るつもりだったので、その代金として、30万円くらいはもっていた。

「どこにお金を置いていたのか」

仏壇の引き出し。袋に入れていた。金の管理はしっかりしている。

「携帯料金の支払いはいつ？」

毎月5日から10日の間に払うことになっていた。生活保護費の支給は毎月5日、給与も5日だった。

「令和2年4月分はいつ？」

生活保護費が4月3日に支払われた。携帯料金は4月16日にコンビニで支払った。午前1時を過ぎていた。12日までに携帯電話料金を支払ってくださいと言われており、17日に生活保護指導員がくる予定だったので、携帯電話が止まるのは困ると思って支払った。

「4月15日は？」

朝に、被害者に電話した。自宅でアプリをしていた。深夜、小雨が降っていた。自転車でコンビニに出かけた。

「(犯行現場に残っていた靴跡が誰のものか問題になり、被告人の靴が見当たらないので)靴がなくなったのは？」

どうなってしまったのかわからない。見当たらない。濡れた靴をたてかけておいたら、なくなってしまった。

「4月16日は？」

朝8時15分ごろ被害者に電話したところ、話し中だった。5、6回かけ直した。しかし、つながらなかった。電話で話している最中に倒れたのではないかと思い、タクシーで駆けつけた。家付近には警察官がたくさんいて、「今日はいけない」と言われ、帰ろうとしたら「警察署に来てもらっていいですか」「話が聞きたい」「わかってるね」などと言われた。

「被害者の自宅に最後に行ったのは？」

4月3日。金融機関が、お金を届けてくれるサービスがなくなることを話した。被害者からお金を下ろしてきてくれるように頼まれた。

「金融機関の封筒はどうして？」

被害者から3回、3万円ずつ借りていた。封筒に入れてもらった。仏壇の引き出しに入れておいた。その封筒が段ボール箱に捨ててあったのが見つかった。捨てたのはいつか、わからない。

(検察官による反対尋問)

「ビニール手袋をもっていた理由は？」

病院から一つかみもらってきて、自宅でノコギリと一緒に置いておいた。

「たんす預金はどのくらいあったのか？」

30万円から40万円くらい。妻が残したへそくり、香典、生活保護費など合わせて。

12月3日（金曜） 第7回公判

被告人質問（検察官による反対尋問、裁判官・裁判員による質問）

3人目の検察官が被告人が犯人だと決めつけて糾弾するような質問をして、弁護人から「異議あり」と発言があり、裁判長からたしなめられる場面があった。この被告人質問では、何回か検察官・弁護人双方から「異議あり」が出され、緊迫したやりとりになった。そのやりとりの一部である。

（検察官）

「被害者からお金を借りた理由は？」

付き合っていた女性に携帯料金代を貸してあげたから。生活費が毎月赤字だったので。

「3回、3万円に分けて借りたのは？」

少しずつなら貸してあげられると思ったから。

（裁判長が「質問がありますか」と裁判員に尋ね、1人の裁判員が質問した）

「車の運転免許はもっていますか？」

いいえ。

（裁判官）

「コンビニに行った経路は？」

海沿いに行くのが一番近いので、それで。他の店に行くときは別のルートでいく。

「被害者からそうしてお金を借りたの？」

自分の金がいっぺんになくなってしまうのが嫌だった。減ると貯めるのが大変。

「返すのは？」

4月、5月に、月1万円ずつ返そうと思っていた。

「4月15日の夜、どこからお金を出したのか？」

仏壇の引き出しに入れたあった香典袋にお金が入っていた。35万円くらいあった。

「引越しの件、生活保護の担当者に相談したか？」

していない。相談しようとは思っていたが、今年中に引っ越そうと思っていた。

12月6日（月曜）第8回公判（求刑）

検察官の論告求刑：（異例だが、裁判員に対する慰労から論告が始まった。）7日間、お疲れさまでした。裁判員には、なぜこんな細かなことまで聞くのか疑問に思われたかもしれません。その事実をまとめて明らかにするのがこの求刑です。証拠によって証明できた主要な事実、その他の事実から被告人が犯人であることを立証します。①被害者を縛ったものとして被害者宅で発見されたガムテープと、被告人宅から押収されたガムテープの破断面が一致した。鑑定にあたった証人は「2つとして同じものとはならない」と、この2つの破断面が一致する、と証言した。この証言は、経験・研修を積んだ証人が適切な方法では証人が実験にもとづいており、信用性がある。②犯人が現場で使用したビニール手袋の3つの片が、ガムテープに付着しており、不正のない方法でDNAを検出したところ、被告人宅から押収されたビニール手袋から検出されたDNA型と一致した。③被告人は、被害者が農協からおろしたお金の入った封筒（被害品）を持っていた。被害者は被告人に封筒を渡したことはないと言言している。お金の入った封筒には「30万円」と記載され、「万」の字に特徴があったという農協職員の証言は信用できる。犯人は30万円入った封筒を奪っていった。したがって、この封筒は「この世に1つしかない封筒」と言える。その封筒が、支払いレシートと一緒に、被告人の家のゴミ箱の中から発見された。④被害者の家からは靴跡が認められたが、被告人は自分の靴は乾かしていて、誰かに持っていかれたと主張しているが、証拠隠滅を図ったのではないか。⑤犯行の際に使用したと思われるヘッドライト、ビニール手袋、バールなどが被告人宅で発見された。これらの事実は、被告人を犯人であると考えないかぎり、説明することができないものである。⑥30万円は元々自分が引っ越し費用

のために持っていたものであるとする被告人の証言は信用できない。被告人は通常、支出が収入（生活保護給付）を上回っており、公共料金を滞納するなど金に困っていた。携帯電話はまだ止められていないので、深夜に約13万5千円振り込む必要もない。コンビニの防犯カメラでは、被告人が自宅とは反対方向から自転車で来たことが記録されている。

刑を決めるにあたって、重視すべき事情として、①犯行態様が悪質かつ危険なものだった。刃物などを使っていないとはいえ、被害者の目や口にガムテープを貼り付け、毛布を巻き付けた犯行は、強盗致傷の犯行類型の中で軽い事案とはいえない。②犯行の動機は、被害者が高齢であることから容易に制圧できると考えたもので計画的で悪質である。③全治2週間の打撲を負い、1時間半ほど縛られた状態に置かれ、24万円を奪われるなど被害結果が重大で、「殺されるかと思った」「厳しく処罰してほしい」と被害者の処罰感情が激しい。再犯のおそれもある。犯行を否認し、謝罪していない。不合理な弁解ばかりで罪を逃れようとしている。

懲役9年の刑が相当である。

弁護人の最終弁論：被告人は犯人ではありません。無罪です。犯人とする証拠は立証できていない。4月16日深夜に自宅からコンビニにでかけたのは、携帯電話が利用停止されるのを防ぐために料金を支払うためだった。犯行現場にあったガムテープと被告人が持っていたガムテープの同一性について、検察官は破断面が一致と主張したが、証人の鑑定結果は「矛盾しない」といつているにすぎない。鑑定手法が確立されておらず、鑑定人の主観に強く影響される。ビニール手袋についても、犯人がビニール手袋を使用したかどうか立証されていない。4つのビニール片のDNA鑑定も、特定されておらず、明確になっただけでない。裁判員には「犯人であることが間違いないか」という視点で考えてほしい。

被告人の最終発言：被害者に対しては母親のように思い、時には甘えることもあった。○さん（被害者の氏）がやってほしいといったことをやってきた。そんな○さんを脅したり、ガムテープで縛ったりとか、そんなことできません。

逮捕されなければ、仲良くやっていたはず。悔しくて仕方ありません。（裁判長が「被告人質問はすでに済んでいるので、簡潔に」と促した。）

12月14日（火曜） 第9回公判（判決）

判決主文「被告人を懲役7年に処する。未決勾留日数中、390日をその刑に算入する。」⁹

全面否認事件であり、可能性は少ないが、ひょっとすると無罪判決もあるかもしれないと思ったが、やはり有罪判決だった。刑に算入した未決勾留日数390日は、これまでの鹿児島地裁の裁判員裁判の中では最も長いのではないだろうか。昨年4月17日の逮捕後、勾留期間は約1年8ヶ月経っている。否認事件かつ直接証拠がない事件だったことから、公判前整理手続きにも時間がかかったことが、未決勾留期間が長くなった主な原因であろう。慎重な手続きが進められたとはいえ、その長さには問題がないとはいえない。

判決理由の要旨を裁判長が朗読した。

（罪となるべき事実）

2020年4月16日午前1時ごろ、鹿児島県錦江町の高齢者女性（犯行当時85歳）の自宅に西側勝手口から侵入し、女性の口や目、両腕を布製ガムテープで縛り、現金約24万円、財布などが入った手提げバック（時価3900円）を奪った。その際、女性の両腕に全治2週間の打撲を負わせた。以上の事実が認められる

（争点＝被告人が犯人であるか否か）

証拠から認められる間接事実として、①被害者が縛られていた粘着テープの切れ目と一致する粘着テープが被告人の自宅から見つかっている。鑑定した証人が断面の凹凸が矛盾なくあっていと証言した。犯行に使用された粘着テープが被告人方から押収されたテープから破断分離したものである可能性は極めて高いと認められる。言い換えれば、本件犯人が被害者を緊縛するために使用した可能性が極めて高い粘着テープを被告人が事件翌日に所持していたという事実を認めることができる。②本件犯人がビニール手袋を着用して本件犯行

⁹ 判決全文については、LEX/DBデータベース：文献番号25591691に掲載されている。

に及んだこと、ビニール手袋の破片が本件犯人が着用していたビニール手袋から分離したものであること、現場に残されていた粘着テープに被告人が持っていたビニール手袋の破片が付着していたことから本件犯人が犯行時に着用していたビニール手袋を被告人がいずれかの時点で使用したことがあると認められる。③被告人が被害品である封筒を所持していたとまでは認められず、被害品である封筒と同一の特徴を有した封筒を被告人が事件翌日に所持していたことが認められるにとどまる。④被告人の事件当日の支払状況が本件犯人のものと考えて矛盾しないこと、が挙げられる。

以上の各間接事実は、被告人が本件犯人でないとしたら合理的に説明することができない事実関係であると言うことができるから、被告人が本件犯人であることに合理的な疑いはない。

弁護人は、被告人は被害者とは知り合いであり、顔や声・体臭などから犯人ならわかるはずだと主張しているが、被害者はパニック状態になり、「金を出せ」とだけ言われて、目や口などを粘着テープで巻かれたのであって、被害時の精神状態からすると、本件犯人の体臭を嗅ぎ取り、声を聴き分けることができなかった可能性は十分にある。

以上より、被告人が本件犯人であると認められる。

(量刑について)

犯行は粘着テープなどを用意して深夜に敢行されたものであり一定の計画性があり、被害者が高齢で健康状態がすぐれないことにつけ込んだ卑劣な犯行だ。粘着テープで縛るという犯行態様は刃物に比べれば危険とは言いがたいが、一定の身体への危険性をもつ犯行である。被害者が受けた精神的苦痛も大きい。

本件は、住居侵入、強盗致傷1件の事案であることを踏まえても、同種事案(単独で侵入強盗に及び、被害者に2週間以内の傷害を負わせた強盗致傷事件のうち、強盗の点が既遂であるもの)の中で、中程度の部類に属する事案であると評価できる。

以上の犯情評価を前提に、被告人が不合理な弁解に終始して反省の態度が全く見られないこと、被告人の更生を支援し得る適切な者が見当たらないこと、20年以上前のものではあるが、本件と同様に他人の家に侵入して窃盗に及ぶなどして実刑に処せられた前科があることなどを考慮し、主文の刑を量定した。

裁判長は最後に懲役7年の実刑判決を科する内容の判決主文をもう一度朗読し、判決に不服があれば福岡高裁宮崎支部あての控訴状を14日間以内に、本裁判所に提出するようにと説明した。

「以上で宣告は終わります」として閉廷し、説諭はなかった。

弁護人が控訴について「今後、被告人本人と話をして決める」と述べたと報じられたが、後日、弁護人に確認したところ、控訴は行われなかった。

二 2021年の裁判員裁判の特徴

（1）全体的な特徴

2021年に鹿児島地裁で開かれた裁判員裁判は、昨年2020年と同じく10件であった。2010年は15件、2011年は19件、2012年は19件、2013年は11件、2014年は14件、2015年は16件、2016年は11件、2017年は10件、2018年は9件、2019年は12件、2020年は10件。2021年は新型コロナウイルス感染症の蔓延は続いたが、裁判員裁判の開廷が中断することはなかった。裁判員裁判制度が開始されてから累計で159件179人¹⁰の被告人が鹿児島地裁で裁かれたことになる。

2021年の10件について罪名別にみると、殺人2件、強盗致傷1件、傷害致死4件、危険運転致死傷3件だった（併合罪では一番罪の重い罪名を数えた）。

特に、今年は、自動車の危険運転による死亡事故に関する被告事件が3件立て続けに裁かれたことが特筆される。貴重な命が飲酒運転によって無惨に奪われた事件で、新聞・テレビでも大きく取り上げられた。

特に【判決157】は、鹿児島大学に通学する学生（馬術部）の痛ましい事故だった。判決は被告人に懲役9年を科する内容だったが、被害者家族からは「量刑は私たちの思いとは程遠い。被害者感情に寄り添い、犯罪の抑制につながる量刑になるべき」との手記が南日本新聞で判決後報道された（2021年11月2日付

¹⁰ 2020年の裁判員裁判を扱った前号（第56巻1・2合併号）98頁で、2020年までに「149件147人」と書いてしまったが、推敲ミスで、「149件169人」の誤りだった。したがって、2021年までをまとめると、「159件179人」となる。

け)。【判決157】では起訴されなかった、ひき逃げの容疑について、鹿児島検察審査会が「起訴相当」の議決をし、鹿児島地検が一転して起訴した。裁判員裁判同様、刑事裁判への市民感覚の反映を趣旨とした検察審査会では「もう一度、調べ直せ」「もっと重い罰を！」と求めたことになる。法律専門家である検察官もいったんは「不起訴」の判断をしたが、そうした世論に答えてか判断を改めた。中田裁判長の下で裁かれた再捜査後の裁判でも、第1回公判が3月23日に開かれた後、その後の審理について、裁判長が、次回期日を未定とし、審理計画を調整する慎重な対応をとっていたが、6月9日に論告求刑が行われ、6月29日に判決が出た。検察官の懲役1年を求刑に対し、懲役10月の刑が科された。懲役9年の刑罰が確定した犯行に、さらに懲役10月の刑罰を追加した。【判決157】を担当した裁判員から見れば、ひき逃げ容疑は、自分たちが判断した危険運転致死容疑と密接に結びついている犯行事実であり、危険運転致死容疑に、このひき逃げ容疑も含めて、量刑判断を見直す方が納得できたのではないだろうか。裁判員裁判対象事件の新しい検討課題なのかもしれない。

（２）否認事件

2021年の裁判員裁判において被告人が、全面的にであれ、部分的にであれ、否認したのは10件中、2件だった。無罪判決はなかった。

全面的な否認事件は住居侵入・強盗致傷被疑事件だった【判決159】である。【判決159】では、被告人は一貫して犯行を否認しており、犯行を立証する直接証拠がなく、検察官と弁護人が激しく対抗する裁判員裁判となった。判決は間接事実（証拠）を積み重ね、「被告人が犯人でなければ証拠となる事実を説明できない」という論法で有罪に導いた。

間接事実として、①本件犯人が被害者を緊縛するために使用した可能性が極めて高い粘着テープを被告人が事件翌日に所持していたこと、②本件犯人が着用して犯行に及んだビニール手袋を被告人が使用したことがあること、③被害品である封筒と同一の特徴を有した封筒を被告人が事件翌日に所持していたことなどを挙げた。そして、「以上の各間接事実が存在することを前提に被告人が本件犯人でないとした場合を検討すると、本件の真犯人は、被告人が使用して被害者方に置いたままにしていたビニール手袋を見つけ、あるいは何らかの

方法で入手してこれを着用した上、被告人方から押収された粘着テープから破断分離した物である可能性が極めて高い粘着テープを用いて犯行に及んだと考えざるを得ないが、そのような可能性は全く想定できない。よって、以上の各間接事実は、被告人が本件犯人でないとしたら合理的に説明することができない事実関係であるといえるから、被告人が本件犯人であることに合理的な疑いはない。」（判決文より引用）。

弁護人は、これらの間接事実について、②について、弁護人は、警察官が行った犯行再現実験における粘着テープへのビニール片の付着状況と犯行供用テープへのビニール片の付着状況が異なる、犯人がビニール手袋を着用していたとすれば、ビニール手袋が破れて指紋やDNAが粘着テープから発見されるはずであるが、本件ではそのような証拠はないなどと本件犯人がビニール手袋を着用していたとはいえない、と主張した。それに、被害者が、被告人の体臭や声を知っているにもかかわらず、被害者が犯人と対峙した際に犯人が被告人であるとは考えなかったことから、被告人が本件犯人であるとはいえないと主張した。しかし、裁判所はこの主張を認めなかった。

【判決153】は、被告人が頭部・顔面打撲の傷害を負わせ、その傷害に基づく脳障害によって死亡させた事実は認めたが、被害者の胸部及び腰部に何らかの暴行を加え、骨折を負わせた事実を否定した一部否認の事案だった。この骨折が頭部や顔面の受傷とほぼ同時期であるとする医師の証言が決め手となり、被告人・弁護人の主張を退けた。

（3）量刑

2021年の裁判員裁判における量刑について、執行猶予付きの有罪判決は【判決152】の1件。傷害致死事件であった。【判決152】は、同居して介護していた母親（当時90歳）を叩き、亡くなっていることに気がついた事件だった。

残り9件の有罪判決の量刑について、判決が言い渡した懲役期間と検察官の求刑期間とを比較してみると、84.9%となった。2020年の75.8%¹¹と比べてみ

¹¹ 「鹿児島地裁における裁判員裁判（2020年）」法学論集56巻1・2合併号99頁では、2020年の数字を73.8%と書きましたが、75.8%と訂正します。

ると、数字は上がっているが、2018年の81.5%、2019年の83.6%と比べてみると、同じような水準となった。裁判員裁判では、「量刑の相場」が、「八掛け（80%）を少し超す」程度になってきたと評価できるのかもしれない。

特に、2021年は、自動車の危険運転・飲酒運転による死亡事故に関する被告事件が3件立て続けに裁かれたが、その量刑は、いずれも懲役9～10年、検察官の求刑期間の90%前後と重い刑罰が科された。貴重な命を飲酒運転によって無惨に奪った犯行に対して、裁判員裁判は厳しく判断した、と言えるだろう。

（４）裁判の期間

2021年の裁判員裁判10件について、開廷（第1回公判）から判決宣告（終局）までの期間（土日祝日を含む。）をみてる（末尾の表に記載）と、否認事件だった【判決153】、【判決159】は、それぞれ8日、21日を要した。被告人が公訴事実について「間違いない」と認めた事件に比べて、実審理期間が長くなることは全国的な共通の傾向でもある。残り8件は認容（自白）事件だったが、平均実審理期間は5.6日。

3件の飲酒運転に関係する危険運転致死事件【判決156】【判決157】【判決158】があり、いずれも認容（自白）事件だったが、【判決157】では論告求刑公判が10月22日（金曜）、判決宣告が10月28日（木曜）で、土日（この日に審理が行われたどうかは不明）を除いて、平日3日をはさんでいて、他の認容（自白）事件と比較して、裁判官・裁判員による評議に多くの時間をとったことがうかがえる。【判決158】も、第1回公判（11月9日）の翌日に論告求刑公判（11月10日）が行われたが、判決宣告（11月16日）までに、土日を除いて、同じく平日3日をはさんでいる。この事件も、犯行が過度の飲酒による死亡事故で、量刑をどうするのか、慎重な評議がおこなわれたのではないか。

公判前整理手続期間があまりに長期に及んでいるのではないかという批判が上がっているが、その期間がどの程度であったのかは、公表されていないので正確にはわからなかった。そこで、事件の発生から判決の宣告まで、どのくらいかかっているのかを調べてみたが、【判決150】のように、事件発生が2020年3月25日だが、なかなか捜査がすすまず、逮捕されたのが約3ヶ月後の7月13日、起訴が7月31日で、起訴後約6ヶ月で裁判にかけられた事件もあった。

【判決159】は事件発生から裁判開始まで約1年7ヶ月を要した事件であった。否認事件であり、直接証拠がなく間接証拠によらざるを得なかったため、このような長期間になった。

（5）裁判員の選任・辞退・欠席

注目される裁判員の欠席率だが、全国的には、2021年末までの統計（最高裁判所事務総局『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和4年2月末・速報）』^{12）}によると、2021年度に「選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数」は、3万4610人。そのうち、「選任手続期日に出席した裁判員候補者数」は2万4729人。従って、連絡することなく欠席した裁判員候補者は、9881人、欠席率は28.5%となる。欠席率は2016年度に35.2%、2017年度に36.1%と上昇したのち、2018年度は32.5%、2019年度は31.4%、2020年度は30.3%、と少し減少し、2021年度も減少傾向がつついている。

2021年分も、鹿児島地裁の個別のデータは入手できなかった。全国的な傾向とさほど変わらないとすれば、鹿児島地裁の裁判員裁判においても、約3割の「無断」欠席者がいると予想される。

（6）裁判員の負担などについて

鹿児島地裁では、裁判員経験者との意見交換会が、毎年開催されていて、2021年も、2月4日（木曜）午後2時から4時まで開かれた。その記録が公表されている¹³。参加者は、裁判員経験者7人、それに裁判官（左陪席）、弁護士、検察官1人ずつ。岩田裁判官（裁判員裁判を担当した刑事部合議裁判長）が司会を勤めた。それに、新聞社・テレビ局の記者が加わり、交換会の終盤で、裁判員経験者に質問をしている。

この意見交換会に参加した裁判員の意見からは、裁判官との評議にはおおむね好意的評価が出されている。同時に検察官や弁護人の対応について、いろいろ“注文”が出されているのも興味深い。

¹² https://www.saibanin.courts.go.jp/vcfiles/saibanin/2022/r4_2_saibaninsokuhou.pdf

¹³ <https://www.courts.go.jp/kagoshima/vcfiles/kagoshima/2021/R030204ikenkoukan.pdf>

裁判員の欠席や辞退に関連するが、裁判員の属する会社職場などで裁判員裁判への参加が好意的に受け止められているか、そうでないかによって、大きな違いがあることがわかる。裁判員裁判公休制度が設けられている職場がある一方、「白い目で見られながらも、会社には無理を言って来た経験」を語る裁判員もいた。

刺激証拠の扱い方も、裁判員裁判の検討課題だろう。「もう、凶器が出た時点で想像して、もし、本人の殺害現場や死体の写真が出たら、途中で辞退させていただいたと思います。」という声も紹介されているが、鹿児島地裁では、傍聴したかぎりでは、そのような事例はなかったように思われる。

2020年には、鹿児島地裁の裁判員裁判で初めての死刑判決が出た。この意見交換会には、その裁判の担当裁判員は出席してなかったようだが、裁判員経験者は自分の経験をふまえて「そのような重い事件に携わった時に、どれほどの判断ができるのか不安です。」という感想と「私は個人的に死刑判決が要求されるような裁判、それから軽い裁判というのは失礼なのですが平等に関わっていいのではないか」という感想と出されている。裁判員裁判から死刑（求刑）判決を除外すべきかの問題はこれまでも議論されてきたが、なお検討の課題ではないか。

心身耗弱など被告人の責任能力が争点となり、それが、量刑に関して判決に関わってくる裁判員裁判が、鹿児島地裁でもこれまでみられた。「心神耗弱状態とかその辺の判断をするに当たって、どういう判断をしたらいいのか」という論点について、精神科医や専門家証人の話が分かりにくかったという裁判員の感想もあり、裁判員にとってはかなりの負担になったことも考えられる。どういう改善策が適切なのか、十分にはわからないが、何らかの制度的改善が求められている課題ではないかと感じた。

2021年1月～12月 鹿兒島地裁での裁判員裁判一覧

判決	開廷日	判決日	期間 (日)	犯罪	事件発生日	認否	求刑(年)	判決(年)	%
150	1月20日	1月22日	3	殺人、銃砲刀剣類所持等取締法 違反、器物損壊	2020年3月25日		20	18	90.0
151	1月26日	1月29日	4	傷害致死	2020年8月14日		8	7.5	93.8
152	3月8日	3月12日	5	傷害致死	2020年7月10日		5	執行猶予4	
153	5月24日	5月31日	8	傷害致死	2020年10月16日	否	10	10	100.0
154	6月14日	6月16日	3	傷害致死	2020年12月3日		9	8	88.9
155	9月13日	9月17日	5	殺人	2021年1月12日		5	2.5	50.0
156	9月28日	10月4日	7	道路交通法違反、危険運転致死 傷	2021年3月13日		10	9	90.0
157	10月19日	10月28日	10	道路交通法違反、危険運転致死	2021年2月9日		10	9	90.0
158	11月9日	11月16日	8	危険運転致死	2021年3月21日		12	10	83.3
159	11月24日	12月14日	21	住居侵入、強盗致傷	2020年4月16日	否	9	7	77.8

註 (1) 否は一部否認も含む。

(2) 公判期間は、開廷日から判決日までの日数(休日・祝日も含む。)

(3) 判決の量刑で、例えば懲役2年6月は、2.5年と表した。